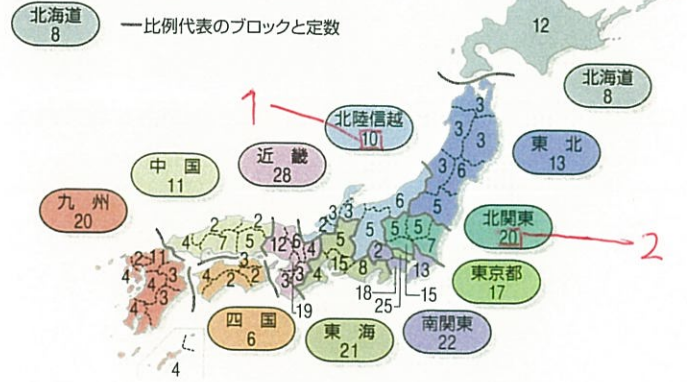


訂正箇所

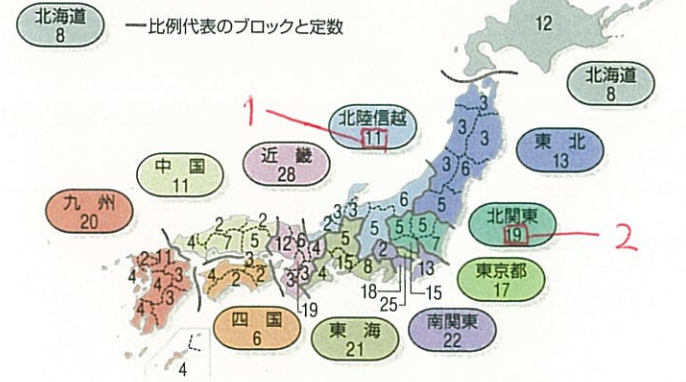
ページ	行	原文	訂正文
93	図版4	別紙 1 参照	別紙 1 参照
93	図版4	別紙 1 参照	別紙 1 参照

番号 1, 2

投票は小選挙区と比例代表の二票制で行われる。
数字は小選挙区の都道府県別選挙区数



投票は小選挙区と比例代表の二票制で行われる。
数字は小選挙区の都道府県別選挙区数



訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
前見返し	世界の国々と その結合	別紙 1 参照	別紙 2 参照
前見返し	世界の国々と その結合	別紙 1 参照	別紙 2 参照
前見返し	世界の国々と その結合	別紙 1 参照	別紙 2 参照
前見返し	世界の国々と その結合	別紙 1 参照	別紙 2 参照
前見返し	世界の国々と その結合	別紙 1 参照	別紙 2 参照
前見返し	世界の国々とそ の結合	別紙 1 参照	別紙 2 参照
前見返し	日本の「世界遺 産」	別紙 3 参照	別紙 3 参照
前見返し	日本の「世界遺 産」	別紙 3 参照	別紙 3 参照
6	図版 ¹	別紙 4 参照	別紙 4 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
9	図版⑨	別紙 4 参照	別紙 4 参照
11	側注⑳ 4	⑳日本は 2008 年, 2050 年までに温室効果ガスを 60~80%削減することをかける「 <u>低炭素社会づくり行動計画</u> 」を策定した。 構築に向けて取り組んでいる ^㉑ 。	⑳日本は 2016 年, 2050 年までに温室効果ガスを 80%削減することをかける「 <u>地球温暖化対策計画</u> 」を策定した。 構築に向けて取り組んできた ^㉑ 。
13	日本地図 キャプション	2017 年 9 月現在締約国数 <u>169</u> か国, 登録湿地 <u>2282</u> か所。	2018 年 9 月現在締約国数 <u>170</u> か国, 登録湿地 <u>2326</u> か所。
15	図版②	別紙 4 参照	別紙 4 参照
16	2	低炭素社会	脱炭素社会
17	5~6 小見出し	低炭素社会の 実現のために	脱炭素社会の 実現のために
16	18	再稼働する動きがある。 (→p. 199)	再稼働させている。 (→p. 199)
16	写真④ キャプション	福島県の県内外への避難者は約 <u>5.5</u> 万人にも達する (2017 年 8 月現在)。	福島県の県内外への避難者は約 <u>4.4</u> 万人にも達する (2018 年 8 月現在)。
16	図版⑤	別紙 5 参照	別紙 5 参照
17	図版⑦	別紙 5 参照	別紙 5 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
18	右上図版	別紙 6 参照	別紙 6 参照
18	中央図版	別紙 6 参照	別紙 6 参照
19	左上から 4 番目 写真キャプション	(全国約 <u>2500</u> か所)	(全国約 <u>5200</u> か所)
19	日本地図	別紙 7 参照	別紙 7 参照
19	右下図版	別紙 8 参照	別紙 8 参照
23	図版 <u>6</u>	別紙 8 参照	別紙 8 参照
32	17～18	<u>2017</u> 年の高齢化率は <u>27.7%</u> となり、	<u>2018</u> 年の高齢化率は <u>28.1%</u> となり、
32	22～23	(<u>2016</u> 年は <u>1.44</u>)	(<u>2017</u> 年は <u>1.43</u>)
32	図版 <u>1</u>	別紙 9 参照	別紙 9 参照
	図版 <u>1</u> キャプション	(人口統計資料集 <u>2016</u> 年版)	(人口統計資料集 <u>2018</u> 年版)
32	図版 <u>2</u> キャプション	(日本の将来推計人口 <u>平成 29 年 1 月推計</u>)	(日本の将来推計人口 <u>平成 29 年推計</u>)
33	図版 <u>3</u>	別紙 9 参照	別紙 9 参照
48	3～4	快樂をもたらすのに役立つ行為には <u>報償</u> ^{ほうしょう} を、苦痛をもたらす行為には <u>制裁</u> ^{せいざい} を与える	快樂をもたらすのに役立つ行為には <u>賞</u> ^{しょう} を、苦痛をもたらす行為には <u>罰</u> ^{ばつ} を与える

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
65	26	前文ですべての国民が	前文で <u>全世界の</u> 国民が
70	19～20	<u>成人は</u> だれでも選挙権をもつ	<u>成年に達すれば</u> だれでも選挙権をもつ
77	図版 ¹	別紙 9 参照	別紙 9 参照
77	図版 ³	別紙 10 参照	別紙 10 参照
79	図版 ⁵	[2016 年]	[<u>2017 年</u>]
82	写真 ⁵	別紙 10 参照	別紙 10 参照
82	コラム内・ 左段 10～11	また、2014 年には投票年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられることが決定された。	<u>その後、2018 年に国民投票の投票年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられた。</u>
83	写真 ² (上)	別紙 11 参照	別紙 11 参照
85	図版 ⁵	別紙 11 参照	別紙 11 参照
87	下判例	婚外子相続差別違憲判決 (2013. 9. 4)	婚外子相続差別違憲決定 (2013. 9. 4)
	下判例タイトル	最高裁によるおもな違憲判決	最高裁によるおもな違憲判断

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
89	図版 ²	別紙 12 参照	別紙 12 参照
89	図版 ²	別紙 12 参照	別紙 12 参照
90	図版 ³	別紙 12 参照	別紙 12 参照
92	図版 ²	別紙 13 参照	別紙 13 参照
94	図版 ²	別紙 13 参照	別紙 13 参照
	図版 ² キャプション	(2017 年 11 月現在)	(2018 年 9 月現在)
98	右下図版 およびキャプション	別紙 14 参照	別紙 14 参照
102	図版 ¹	別紙 15 参照	別紙 15 参照
107	コラム内・ 左段 13～右段 1	2015 年現在，死刑を法律上または事実上廃止している国は 140 か国あり，	2017 年現在，死刑を法律上または事実上廃止している国は 142 か国あり，
109	左上図版	別紙 16 参照	別紙 16 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
109	右段 1~7	別紙 17 参照	別紙 17 参照
115	左段図版	別紙 18 参照	別紙 18 参照
115	右下図版	別紙 18 参照	別紙 18 参照
116	図版 ¹	別紙 19 参照	別紙 19 参照
117	図版 ³	別紙 19 参照	別紙 19 参照
	図版 ³ キャプション	(有力企業の広告宣伝費 2015 年版)	(有力企業の広告宣伝費 2017 年版)
117	図版 ⁴	別紙 20 参照	別紙 20 参照
	図版 ⁴ キャプション	(日経シェア調査 2016 年版)	(国土交通省資料ほか)
121	図版 ³	別紙 21 参照	別紙 21 参照
125	図版 ⁴	別紙 21 参照	別紙 21 参照
126	図版 ²	別紙 22 参照	別紙 22 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
127	図版 ⁵	別紙 22 参照	別紙 22 参照
128	14～17	現在日本は、中央・地方あわせて約 <u>1100 兆円</u> の政府債務（公的債務残高）をかかえている。この額は国民全員が一人あたり約 <u>860 万円</u> の借金をかかえている計算になる（ <u>2017 年度</u> 当初予算 ^⑩ ）。GDP が <u>500 兆円</u> ほどだから、対 GDP 比は <u>200%をこえ</u> 、	現在日本は、中央・地方あわせて <u>1100 兆円</u> をこえる政府債務（公的債務残高）をかかえている。この額は国民全員が一人あたり約 <u>880 万円</u> の借金をかかえている計算になる（ <u>2018 年度</u> 当初予算 ^⑩ ）。GDP が <u>550 兆円</u> ほどだから、対 GDP 比は <u>約 200%となり</u> 、
128	図版 ⁶	別紙 23 参照	別紙 23 参照
128	図版 ⁷	別紙 23 参照	別紙 23 参照
130	図版 ¹	別紙 24 参照	別紙 24 参照
131	図版 ³	別紙 25 参照	別紙 25 参照
132	図版 ²	別紙 25 参照	別紙 25 参照
132	図版 ³	別紙 25 参照	別紙 25 参照
134	図版 ²	別紙 26 参照	別紙 26 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
135	図版 ⁵	別紙 26 参照	別紙 26 参照
136	16～18	<p>アメリカを含む 12 か国で環太平洋経済連携協定 Trans-Pacific Partnership (TPP) が調印され、<u>関税の大部分を撤廃し、規</u> (→p. 179) <u>制緩和を進めることがめざされた。しかし、ア</u> <u>メリカが協定からの離脱を表明し、発効は不透</u> <u>明になっている。</u> 2017 年</p>	<p>アメリカを含む 12 か国で環太平洋経済連携協定 Trans-Pacific Partnership (TPP) が調印された。<u>しかしアメリカの離脱に</u> (→p. 179) 2017 年 <u>よって発効にいたらず、残り 11 か国で再度協議</u> <u>が行われた結果、2018 年に新たな TPP (TPP11</u> <u>協定) が調印された。</u></p>
136	図版 ⁷	別紙 27 参照	別紙 27 参照
136	図版 ⁸	別紙 27 参照	別紙 27 参照
138	18～19	<p>現在では農業の国内総生産 (GDP) に占める割合 (→p. 120) は 1.0%、</p>	<p>現在では農業の国内総生産 (GDP) に占める割合 (→p. 120) は 0.9%、</p>
138	図版 ² 図版 ² キャプション	<p>別紙 28 参照 (工業統計表)</p>	<p>別紙 28 参照 (経済センサス)</p>
139	側注 ^③	<p>③米の作付制限とほかの作物への転作による米 の生産調整政策。</p>	<p>③米の作付制限とほかの作物への転作による米 の生産調整政策 (2018 年廃止)。</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
139	側注⑥	⑥カロリーベースの食料自給率は38%、生産額ベースでは68%である（2016年度）。	⑥カロリーベースの食料自給率は38%、生産額ベースでは65%である（2017年度）。
139	図版4	別紙28参照	別紙28参照
141	図版3	別紙29参照	別紙29参照
	図版3キャプション	（消費生活年報2015）	（消費生活年報2017）
142	図版3	別紙30参照	別紙30参照
143	図版4	別紙30参照	別紙30参照
144	図版2	別紙31参照	別紙32参照
145	側注⑩	別紙31参照	別紙32参照
145	図版3	別紙31参照	別紙32参照
145	図版4	別紙31参照	別紙32参照
147	図版3	別紙33参照	別紙33参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
149	右上図版 およびキャプション	別紙 33 参照	別紙 33 参照
152	側注⑦	2012年には、第四次環境基本計画が閣議決定された。	2018年には、第五次環境基本計画が閣議決定された。
153	左上図版	別紙 34 参照	別紙 34 参照
161	図版4	別紙 34 参照	別紙 34 参照
165	図版4	別紙 35 参照	別紙 35 参照
165	図版6	[2016年現在]	[2017年現在]
166	図版3	別紙 35 参照	別紙 35 参照
167	図版5	別紙 36 参照	別紙 36 参照
167	図版6	別紙 36 参照	別紙 36 参照
	図版6キャプション	(日本国勢図会 2016/17年版)	(日本国勢図会 2018/19年版)
169	図版4	別紙 37 参照	別紙 37 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
171	左段図版	別紙 37 参照	別紙 37 参照
171	右段図版 右段図版 キャプション	別紙 38 参照 (世界の統計 <u>2017</u>)	別紙 38 参照 (世界の統計 <u>2018</u>)
171	右下図版	別紙 38 参照	別紙 38 参照
173	図版 ³	別紙 39 参照	別紙 39 参照
175	図版 ³	別紙 40 参照	別紙 40 参照
175	図版 ⁴	別紙 40 参照	別紙 40 参照
176	図版 ²	別紙 41 参照	別紙 41 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
177	16～24	<p>ユーロの^{げらく}下落につながった。<u>このような事態もあり、金融危機再発の不安は現在も残っている。</u></p> <p>金融危機に^{たん ほう}端を^{よくし}発した国際経済の不安定化を抑止するために、2008年以降は、G8に新興国が加わった主要20か国・地域首脳会合（G20）が、 (→p. 181^⑤)</p> <p>国際経済の^{わくぐ}枠組みを議論する場として重視されている。現在、<u>国際金融における新しい^{ちつれい}秩序形成が模索されているが、</u>先進国だけでその枠組みを決められる状況にはなく、^{ブリックス}BRICSなどの新興 (→p. 181)</p> <p>国も含めた新秩序形成が必要である。<u>日本の経済的地位が相対的に低下するなか、日本はどのような役割を果たせるかが問われている。</u></p>	<p>ユーロの^{げらく}下落につながった。</p> <p>金融危機に^{たん ほう}端を^{よくし}発した国際経済の不安定化を抑止するために、2008年以降は、G8に新興国が加わった主要20か国・地域首脳会合（G20）が、 (→p. 181^⑤)</p> <p>国際経済の^{わくぐ}枠組みを議論する場として重視されている。先進国だけでその枠組みを決められる状況にはなく、^{ブリックス}BRICSなどの新興国も含めた新^{ちつれい}秩序形成が必要である。<u>その一方で、「アメリカ・ファースト」をとなえるトランプ大統領は保護主義の動きを強め、各国との間で貿易^{まきつ}摩擦を引き起こしている。世界の経済秩序を維持し、経済を発展させるために、日本はどのような役割を果たせるかが問われている。</u></p>
177	図版 ^④	別紙 41 参照	別紙 41 参照
177	図版 ^⑤	別紙 41 参照	別紙 41 参照
178	図版 ^① キャプション	(2017年8月現在)	(2018年8月現在)
179	図版 ^③	別紙 42 参照	別紙 42 参照
179	図版 ^⑤	[2017年8月現在]	[2018年8月現在]

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
180	23	となった。しかし、	となった。 <u>2013年には中国とアジア、アフリカ、ヨーロッパを結ぶ広域経済圏（「一带一路」）構想を打ち出し、また、2015年にアジアインフラ投資銀行（AIIB）を発足させるなど、世界経済への影響力を強めている。</u> しかし、 <small>Asian Infrastructure Investment Bank</small>
181	図版6	別紙 42 参照	別紙 42 参照
182	図版1	別紙 42 参照	別紙 42 参照
182	図版3	別紙 43 参照	別紙 43 参照
182	側注⑤	(2017年9月現在)	(2018年9月現在)
185	図版4	別紙 43 参照	別紙 43 参照
185	図版5	別紙 43 参照	別紙 43 参照
186～ 187	世界地図	別紙 44 参照	別紙 45 参照
186	囲み①内・ 下図版	別紙 46 参照	別紙 46 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
187	囲み⑥内・ 3～9	内戦が勃発した。 <u>そして、紛争が長期化するなか</u> 、「イスラム国 (IS) 」と称する勢力が台頭 <small>(→p. 163)</small> した。 <u>この組織はイラクやシリアをも拠点とし、イラク政府、クルド人とも戦闘し、不安定な政情が続いている。</u>	内戦が勃発した。 <u>そのなかで、「イスラム国 (IS) 」</u> <small>(→p. 163)</small> と称する勢力が台頭し、 <u>シリア、イラクなど中東地域で一時的に大きな影響力をもつようになった。</u> ロシアやアメリカなどの大国の介入 <small>(かいにゅう)</small> もあり、 <u>紛争は複雑化している。</u>
188	図版①	別紙 46 参照	別紙 46 参照
188	図版② 図版②キャプション	別紙 47 参照 (世界の統計 <u>2016</u>)	別紙 47 参照 (世界の統計 <u>2018</u>)
189	図版⑤	別紙 47 参照	別紙 47 参照
191	図版④ 図版④キャプション	別紙 48 参照 (ODA 白書)	別紙 48 参照 (開発協力白書)
191	図版⑥ 図版⑥キャプション	別紙 48 参照 (ODA 白書ほか)	別紙 48 参照 (開発協力白書ほか)
194	左段 17	クローズアップされている。	クローズアップされてきた。

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
194	左下図版	別紙 49 参照	別紙 49 参照
197	左下図版	別紙 49 参照	別紙 49 参照
198	17～18	一人あたり約 <u>860</u> 万円の借金を背負う	一人あたり約 <u>880</u> 万円の借金を背負う
204	左下図版	別紙 50 参照	別紙 50 参照
204	右下図版	別紙 50 参照	別紙 50 参照
206	図 1	別紙 50 参照	別紙 50 参照
206	図 2	別紙 51 参照	別紙 51 参照
206	図 3	別紙 51 参照	別紙 51 参照
206	図 4	別紙 51 参照	別紙 51 参照
後見返し	現代史年表	別紙 52 参照	別紙 52 参照
80	図版 ³	別紙 53 参照	別紙 53 参照

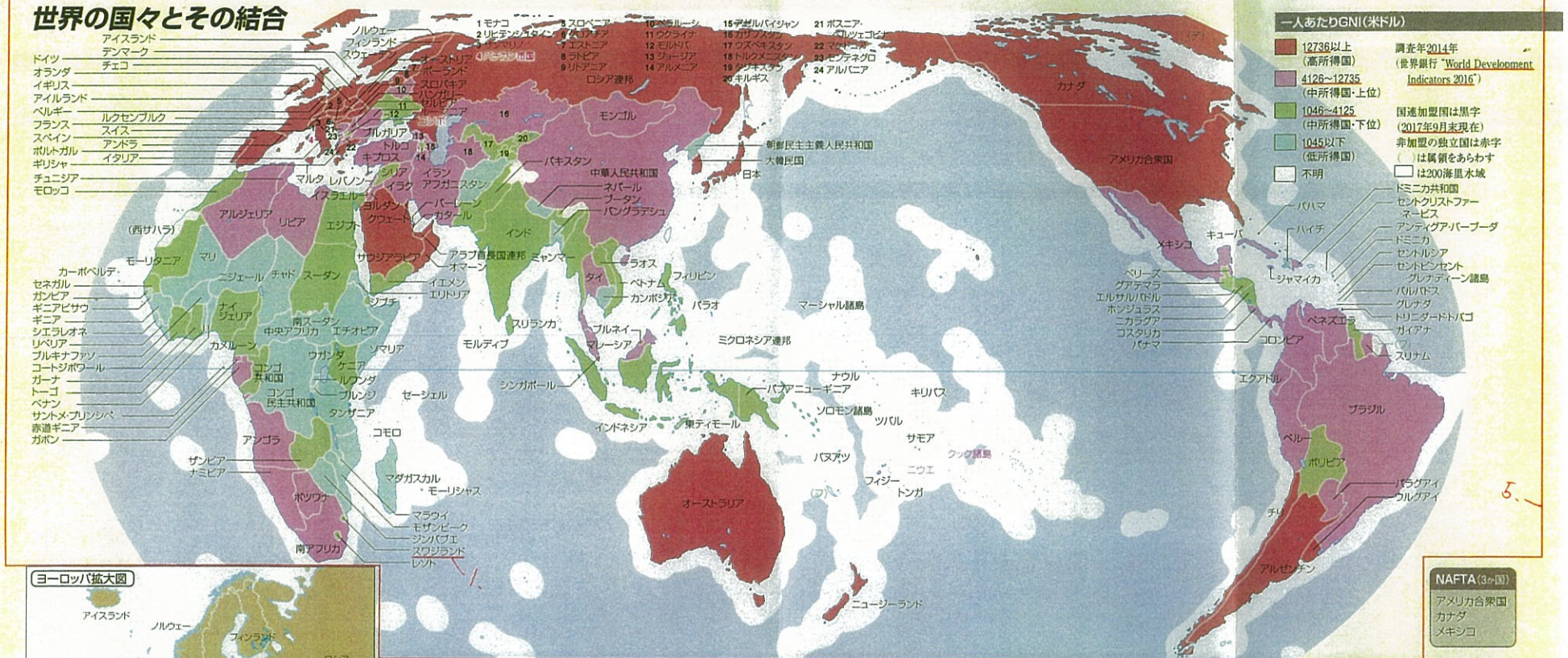
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
222	さくいん	別紙 54 参照	別紙 54 参照
222	さくいん	低炭素社会 <u>11, 16</u>	低炭素社会 <u>11</u>
221	さくいん	別紙 54 参照	別紙 54 参照
181	17～18	成功したことである。 <u>BRICS の 5 か国を合計すると、</u>	成功したことである。5 か国を合計すると、
181	18～19	人口では約 <u>45%</u> になる。	人口では約 <u>42%</u> になる。
181	20～26	<p>サウジアラビアやアラブ首長国連邦などの中東諸国は、所得だけでみれば世界で最も豊かな国々である。オイル・マネー<u>あるいは中東マネー</u>とよばれる巨額の資本は、<u>世界中を駆けめぐり、世界の好不況を決定することすらある。アフリカ諸国のなかには、依然として経済格差は大きいものの、豊富な天然資源などを背景に、高い経済成長をみせてきている国もある。こうしたなか、2008 年には世界金融危機に対応する</u></p> <p style="text-align: center;">(→p. 177)</p> <p>ため、</p>	<p>サウジアラビアやアラブ首長国連邦などの中東諸国は、所得だけでみれば世界で最も豊かな国々である。オイル・マネーとよばれる巨額の資本は世界の好不況を決定することすらある。アフリカ諸国のなかには豊富な天然資源などを背景に高い経済成長をみせている国もある。</p> <p>2008 年の<u>世界金融危機の際には、</u></p> <p style="text-align: center;">(→p. 177)</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
79	コラム内・ 左段 10	(2016 年現在)	(2017 年現在)
91	図版 ⁶	別紙 55 参照	別紙 55 参照
134	10	リストラを行った。 ⁴ (→p. 144)	リストラを行った。 ⁵ (→p. 144)
92	6～7	<u>成人</u> ならだれでも一票をもつ	<u>成年</u> に達すればだれでも一票をもつ
109	左上図版	別紙 16 参照	別紙 16 参照
109	ページサブタイトル	<u>成人</u> とどこが違う？	<u>成年者</u> とどこが違う？
109	リード文	日本では 20 歳未満は未成年者とされ、法的関係において <u>成人</u> とは異なる扱いを受けています。 <u>現代の社会において</u> それはどのような意味をもつのでしょうか。	日本では 20 歳未満は未成年者とされ、法的関係において <u>成年者 (成人)</u> とは異なる扱いを受けています。それはどのような意味をもつのでしょうか。
144	20～21, 側注欄	別紙 31 参照	別紙 32 参照
145	1～24		
145	3, 側注⑥	別紙 31 参照	別紙 32 参照

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
145	4～21, 側注欄	別紙 31 参照	別紙 32 参照
109	14～22	別紙 17 参照	別紙 17 参照

- 番号 1
- 番号 2
- 番号 3
- 番号 4
- 番号 5
- 番号 6

世界の国々とその結合

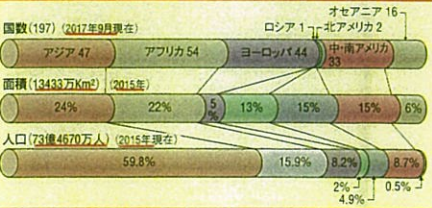


- NATO (29ヶ国)**
- カナダ
 - アメリカ合衆国
 - トルコ
 - アルバニア
 - モンテネグロ
 - オランダ
 - ベルギー
 - ルクセンブルク
 - ドイツ
 - フランス
 - イタリア
 - イギリス
 - デンマーク
 - アイスランド
 - スイス
 - リヒテンシュタイン
 - ギリシャ
 - スペイン
 - ポルトガル
 - チェコ
 - ポーランド
 - ハンガリー
 - エストニア
 - ラトビア
 - フィンランド
 - マルタ
 - スウェーデン
 - キプロス
 - リトアニア
 - スロバキア
 - ブルガリア
 - ルーマニア
 - クロアチア
- EFTA (4ヶ国)**
- アイスランド
 - リヒテンシュタイン
- EU (28ヶ国)**
- オランダ
 - ベルギー
 - ルクセンブルク
 - ドイツ
 - フランス
 - イタリア
 - イギリス
 - デンマーク
 - アイスランド
 - フィンランド
 - オーストリア
 - ギリシャ
 - スペイン
 - ポルトガル
 - チェコ
 - ポーランド
 - ハンガリー
 - エストニア
 - ラトビア
 - マルタ
 - スウェーデン
 - キプロス

- OPEC (14ヶ国)**
- ベネズエラ
 - イラン
 - ナイジェリア
 - エクアドル
 - イラク
 - クウェート
 - サウジアラビア
 - アラブ首長国連邦
 - アンゴラ
 - ガボン
 - 赤道ギニア
 - アルジェリア
 - リビア
 - カタール
 - エジプト
- OAPEC (10ヶ国)**
- シリア

- ASEAN (10ヶ国)**
- タイ
 - マレーシア
 - フィリピン
 - インドネシア
 - シンガポール
 - ブルネイ
 - ベトナム
 - ラオス
 - ミャンマー
 - カンボジア
- OECD (35ヶ国)**
- アメリカ合衆国
 - カナダ
 - メキシコ
 - イギリス
 - フランス
 - ドイツ
 - イタリア
 - ベルギー
 - オランダ
 - ルクセンブルク
 - スウェーデン
 - デンマーク
 - アイスランド
 - フィンランド
 - アイルランド
 - スイス
 - オーストラリア
 - ニュージーランド
 - 韓国
 - 日本
 - オーストラリア
 - ニュージーランド
 - チリ
 - スロベニア
 - エストニア
 - ラトビア
 - キリシヤ
 - トルコ
 - スペイン
 - ポルトガル
 - 韓国
 - オーストラリア
 - ニュージーランド
 - ポーランド
 - チェコ
 - ハンガリー
 - スロバキア
 - チリ
 - スロベニア
 - イスラエル
 - エストニア
 - ラトビア

- ラテンアメリカ経済機構 (27ヶ国)**
- はALAD加盟国 (13ヶ国)
 - メキシコ
 - グアテマラ
 - ベリーズ
 - ホンジュラス
 - エルサルバドル
 - ニカラグア
 - コスタリカ
 - パナマ
 - チリ
 - ペルー
 - コロンビア
 - エクアドル
 - スリナム
 - ガイアナ
 - アルゼンチン
 - ブラジル
 - パラグアイ
 - ウルグアイ
 - ベネズエラ
 - ボリビア
 - メルコスール (6ヶ国)



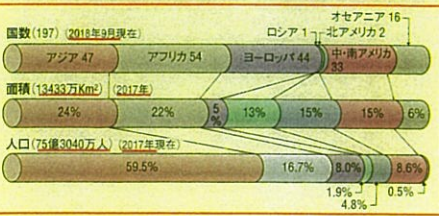
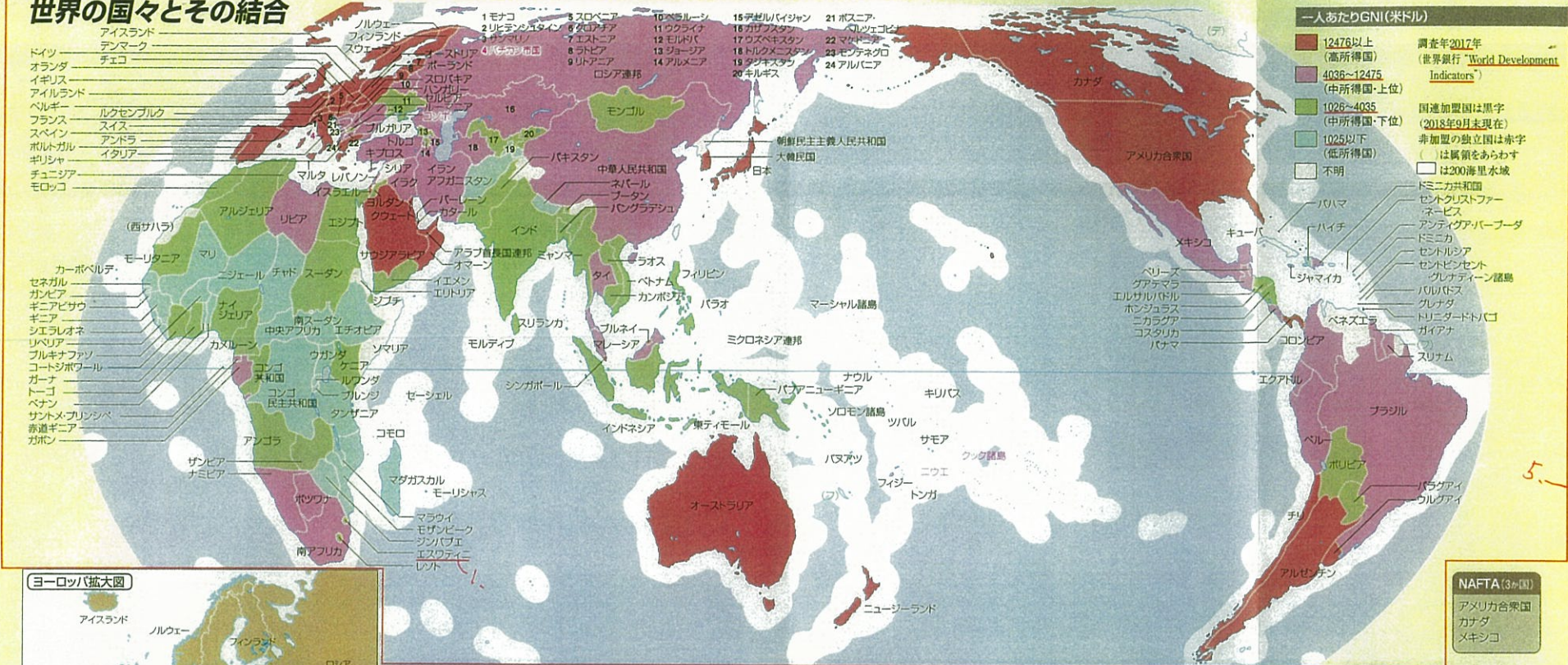
- アフリカ連合 (AU) (55ヶ国・地域)**
- アフリカ圏の全独立国と西サハラ
- CIS (11ヶ国)**
- ロシア連邦
 - ウクライナ
 - ベラルーシ
 - カザフスタン
 - ウズベキスタン
 - トルクメニスタン
 - タジキスタン
 - キルギス
 - アルメニア
 - アゼルバイジャン
 - モルドバ

- APEC (21ヶ国・地域)**
- 日本
 - アメリカ合衆国
 - カナダ
 - オーストラリア
 - ニュージーランド
 - 韓国
 - シンガポール
 - マレーシア
 - インドネシア
 - フィリピン
 - タイ
 - ブルネイ
 - 中国
 - 台湾
 - 香港
 - メキシコ
 - チリ
 - パプアニューギニア
 - ロシア
 - ペルー
 - ベトナム

- 上海協力機構 (8ヶ国)**
- 中国
 - ロシア連邦
 - カザフスタン
 - ウズベキスタン
 - タジキスタン
 - キルギス
 - インド
 - パキスタン

- 番号 1
- 番号 2
- 番号 3
- 番号 4
- 番号 5
- 番号 6

世界の国々とその結合



- NATO (29ヶ国)**
- カナダ
 - アメリカ合衆国
 - トルコ
 - アルバニア
 - モンテネグロ
 - オランダ
 - ベルギー
 - ルクセンブルク
 - ドイツ
 - フランス
 - イタリア
 - ギリシャ
 - スペイン
 - ポルトガル
 - チェコ
 - ポーランド
 - ハンガリー
 - エストニア
 - デンマーク
 - アイルランド
 - フィンランド
 - スウェーデン
 - リトアニア
 - スロバキア
 - スロベニア
 - ブルガリア
 - ルーマニア
 - クロアチア
- EFTA (4ヶ国)**
- アイスランド
 - リヒテンシュタイン
- EU (28ヶ国)**
- オランダ
 - ベルギー
 - ルクセンブルク
 - ドイツ
 - フランス
 - イタリア
 - ギリシャ
 - スペイン
 - ポルトガル
 - チェコ
 - ポーランド
 - ハンガリー
 - エストニア
 - デンマーク
 - アイルランド
 - フィンランド
 - スウェーデン
 - リトアニア
 - スロバキア
 - スロベニア
 - ブルガリア
 - ルーマニア
 - クロアチア

- OPEC (15ヶ国)**
- ベネズエラ
 - イラン
 - エグアドル
 - イラク
 - クウェート
 - サウジアラビア
 - アラブ首長国連邦
 - アンゴラ
 - ガボン
 - 赤道ギニア
 - コンゴ共和国
 - アルジェリア
 - リビア
 - カタール
 - エジプト
- OAPEC (10ヶ国)**
- シリア

- ASEAN (10ヶ国)**
- タイ
 - マレーシア
 - フィリピン
 - インドネシア
 - シンガポール
 - ブルネイ
 - ベトナム
 - ラオス
 - ミャンマー
 - カンボジア

- OECD (36ヶ国)**
- アメリカ合衆国
 - カナダ
 - メキシコ
 - イギリス
 - フランス
 - ドイツ
 - イタリア
 - ベルギー
 - オランダ
 - ルクセンブルク
 - ノルウェー
 - スウェーデン
 - デンマーク
 - アイスランド
 - フィンランド
 - アイルランド
 - スイス
 - オーストラリア
 - キリシャ
 - トルコ
 - スペイン
 - ポルトガル
 - 日本
 - 韓国
 - オーストラリア
 - ニュージーランド
 - ポーランド
 - チェコ
 - ハンガリー
 - スロバキア
 - スロベニア
 - チリ
 - スロベニア
 - エストニア
 - リトアニア

- ラテンアメリカ経済機構 (26ヶ国)**
- はALADI加盟国 (13ヶ国)
 - チリ
 - ペルー
 - コロンビア
 - エクアドル
 - スリナム
 - ガイアナ
 - アルゼンチン
 - ブラジル
 - パラグアイ
 - ウルグアイ
 - ベネズエラ
 - ボリビア
 - メルクスール (6ヶ国)
 - ボリビア
 - ペルー
 - チリ
 - コロンビア
 - エクアドル
 - スリナム
 - ガイアナ

- APEC (21ヶ国・地域)**
- 日本
 - アメリカ合衆国
 - カナダ
 - オーストラリア
 - ニュージーランド
 - 韓国
 - シンガポール
 - マレーシア
 - インドネシア
 - フィリピン
 - ロシア
 - タイ
 - ブルネイ
 - 中国
 - 台湾
 - 香港
 - メキシコ
 - チリ
 - パプアニューギニア
 - バレー
 - ベトナム

- 上海協力機構 (8ヶ国)**
- 中国
 - ロシア連邦
 - ウズベキスタン
 - タジキスタン
 - キルギス
 - インド
 - パキスタン

- アフリカ連合 (AU) (55ヶ国・地域)**
- アフリカ連合の全独立国と西サハラ
- CIS (11ヶ国)**
- ロシア連邦
 - ウクライナ
 - ベラルーシ
 - カザフスタン
 - ウズベキスタン
 - トルクメニスタン
 - タジキスタン
 - キルギス
 - アルメニア
 - アゼルバイジャン
 - モルドバ

5.

6.

番号 7
番号 8

日本の「世界遺産」

1972年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約にもとづいて、2017年現在、文化遺産832件、自然遺産206件、自然と文化の複合遺産35件が登録されている（うち日本にある世界遺産は、文化遺産17件、自然遺産4件）。

- ● ● 文化遺産
 - * ● ● ● は明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
- ● ● 自然遺産
 - (○ 県庁所在地)



石見鍾山遺跡とその文化的景観



平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群



富岡製鉄場と鋼産業遺産群



富士山—信仰の対象と芸術の源泉



八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)



紀伊山地の霊場と参詣道



小笠原諸島

0 100km

0 200km



原爆ドーム

「神宿る島」宗像-沖ノ島と関連遺産群

厳島神社

古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)

白川郷・五箇山の合掌造り集落

日光の社寺

富岡製鉄場と鋼産業遺産群

国立西洋美術館本館(ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—の7か国にまたがる構成資産の一つ)

古都奈良の文化財

法隆寺地域の仏教建造物

富士山—信仰の対象と芸術の源泉

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

現球王国のグスク及び関連遺産群

紀伊山地の霊場と参詣道

小笠原諸島

沖縄県

0 100km

0 200km

日本の「世界遺産」

1972年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約にもとづいて、2018年現在、文化遺産845件、自然遺産209件、自然と文化の複合遺産38件が登録されている（うち日本にある世界遺産は、文化遺産18件、自然遺産4件）。

- ● ● 文化遺産
 - * ● ● ● は明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
 - * ● ● ● は長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
- ● ● 自然遺産
 - (○ 県庁所在地)



石見鍾山遺跡とその文化的景観



平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群



富岡製鉄場と鋼産業遺産群



富士山—信仰の対象と芸術の源泉



八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)



紀伊山地の霊場と参詣道



小笠原諸島

0 100km

0 200km



原爆ドーム

「神宿る島」宗像-沖ノ島と関連遺産群

厳島神社

古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)

白川郷・五箇山の合掌造り集落

日光の社寺

富岡製鉄場と鋼産業遺産群

国立西洋美術館本館(ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—の7か国にまたがる構成資産の一つ)

古都奈良の文化財

法隆寺地域の仏教建造物

富士山—信仰の対象と芸術の源泉

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

現球王国のグスク及び関連遺産群

紀伊山地の霊場と参詣道

小笠原諸島

沖縄県

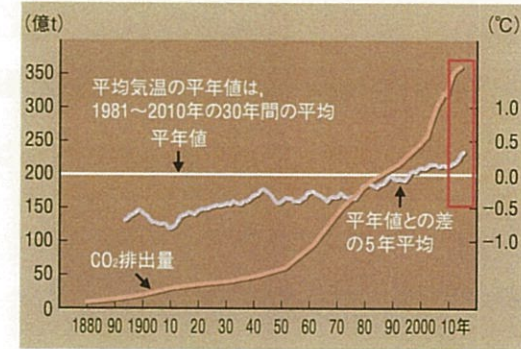
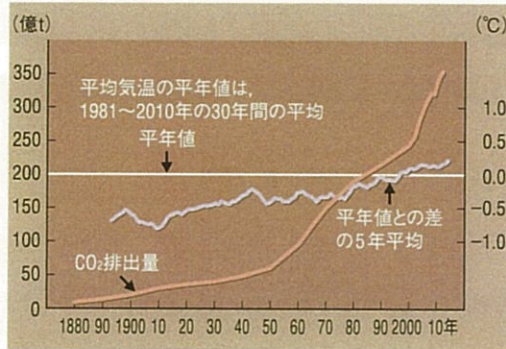
0 100km

0 200km

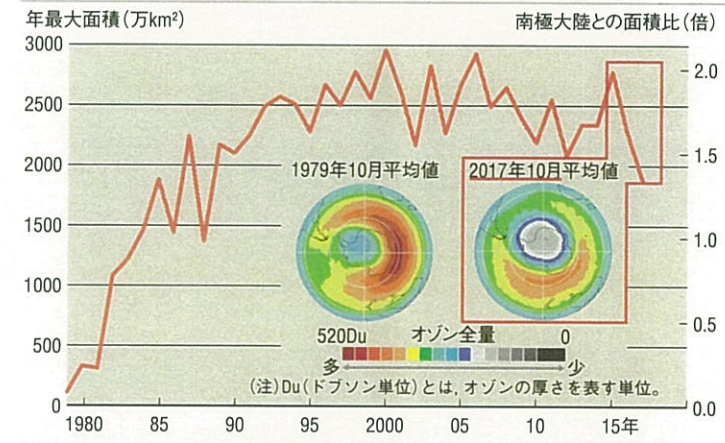
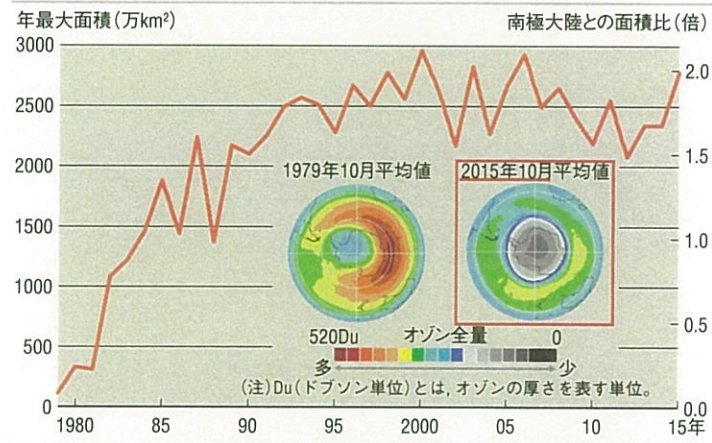


長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

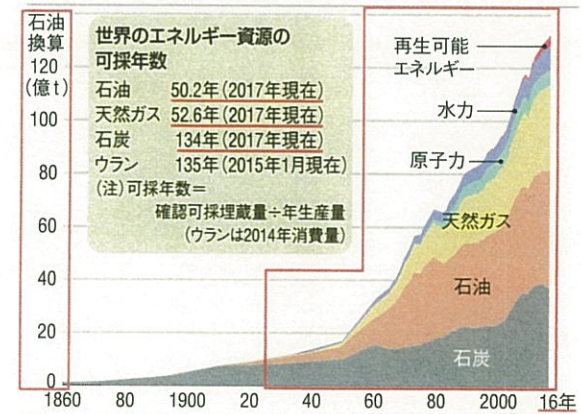
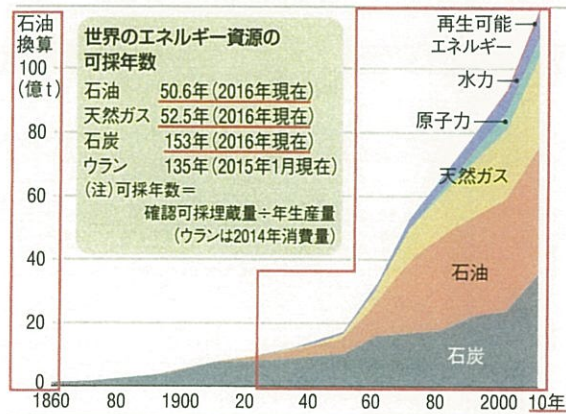
番号 9



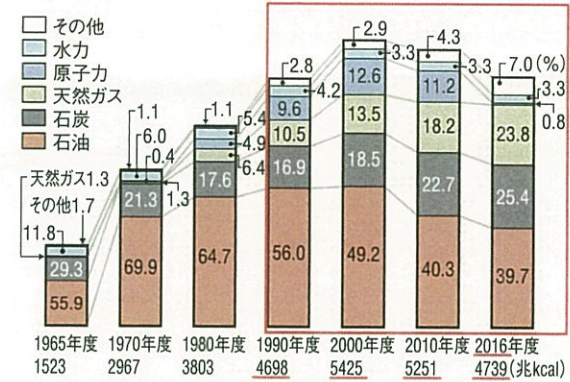
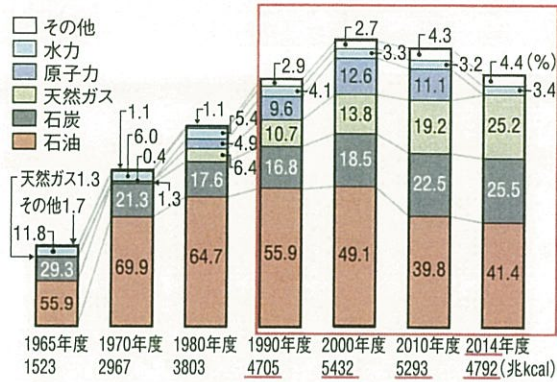
番号 10



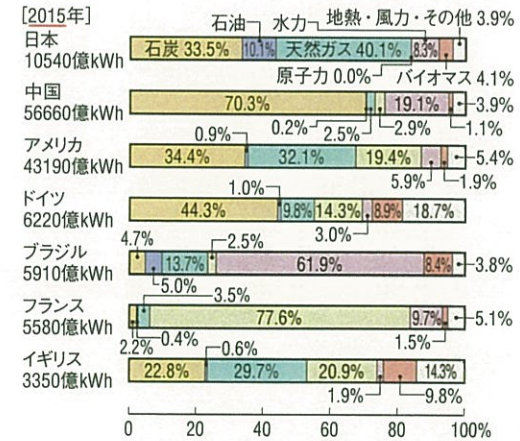
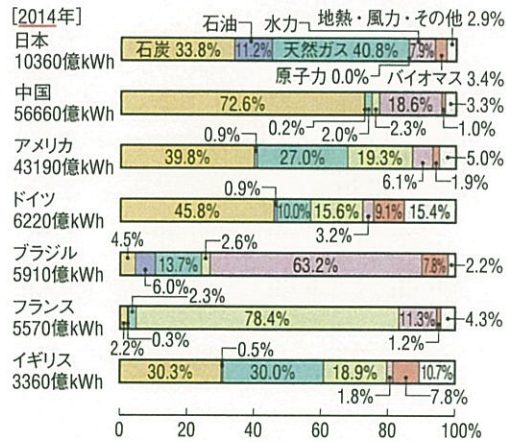
番号 13



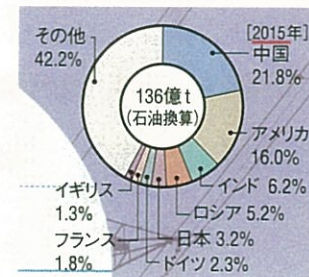
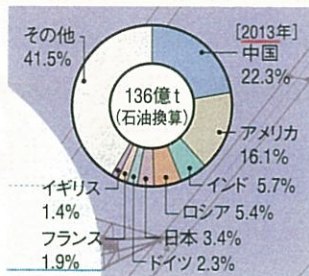
番号 17



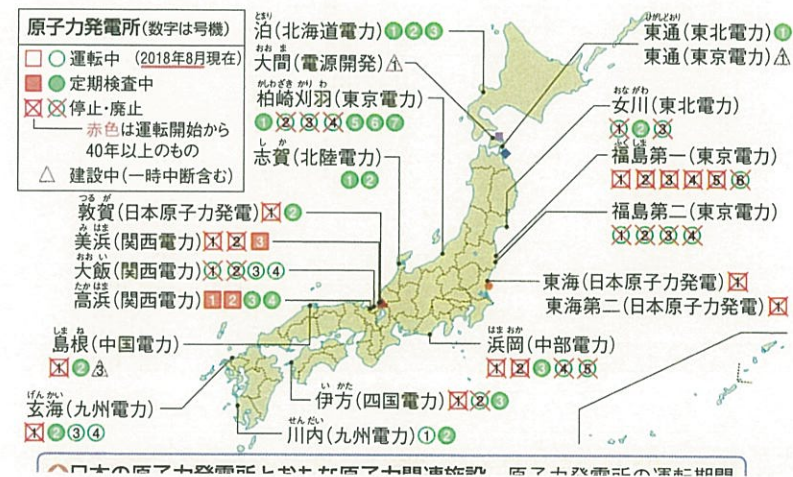
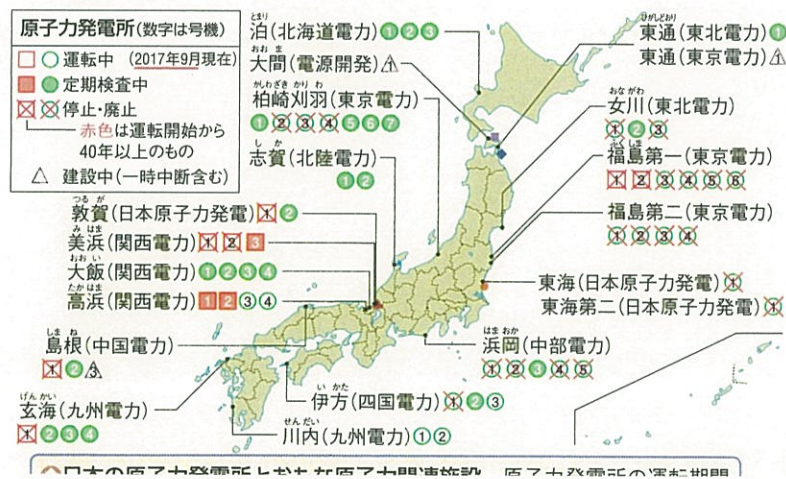
番号 18



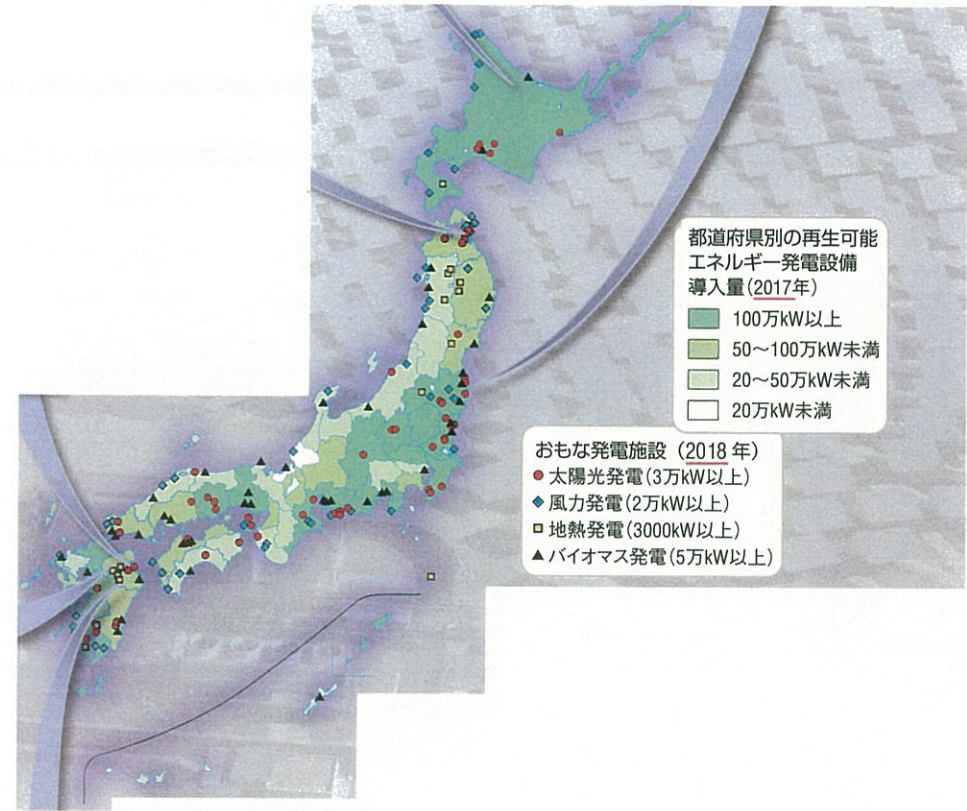
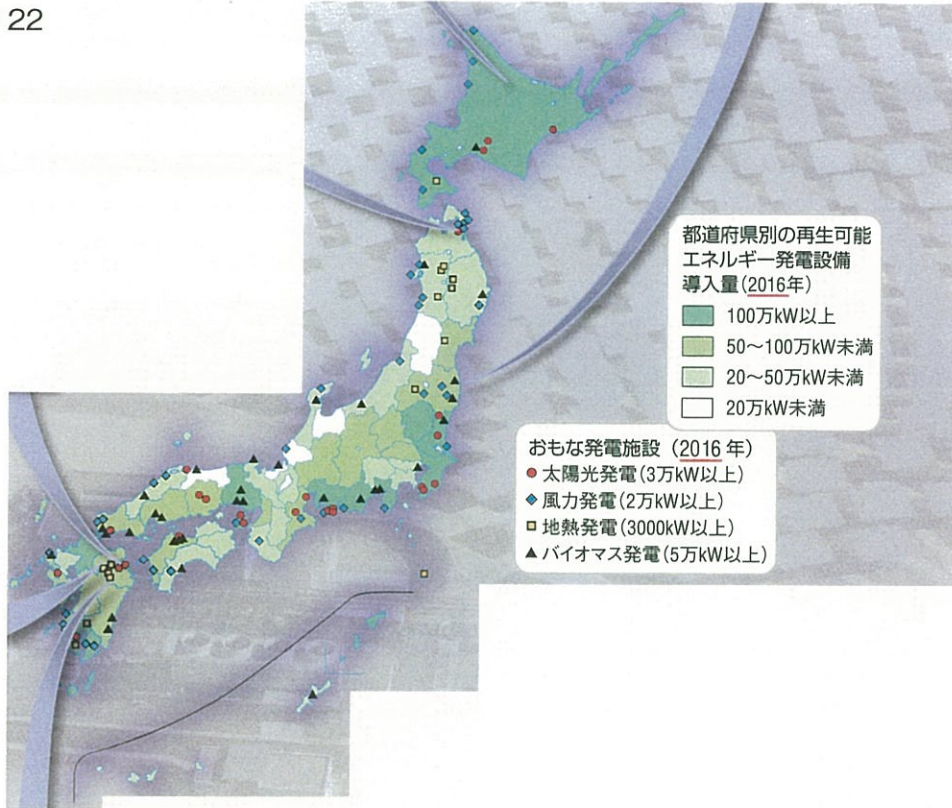
番号 19



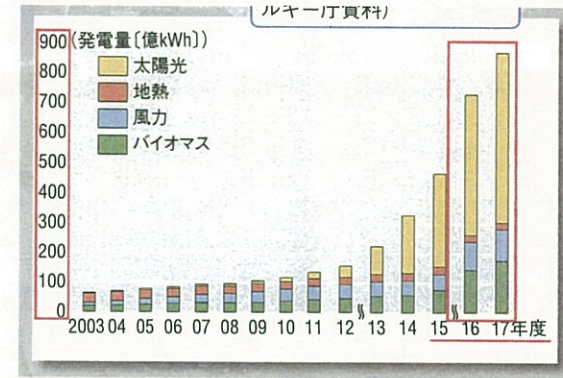
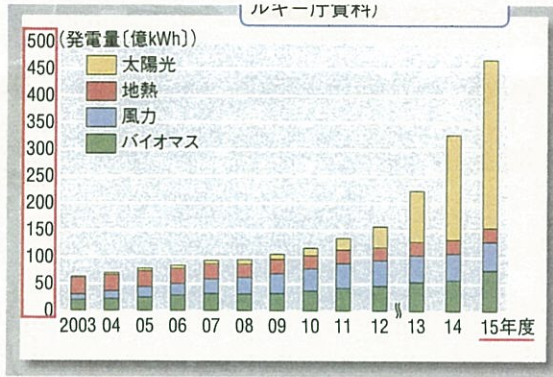
番号 20



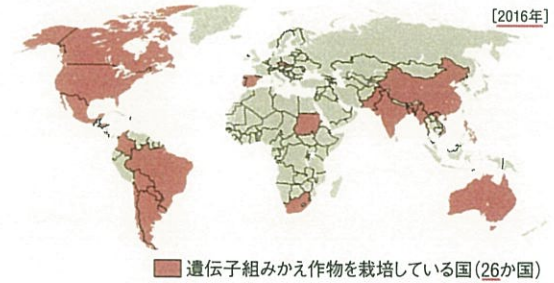
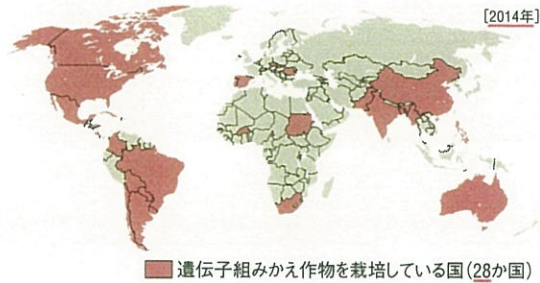
番号 22



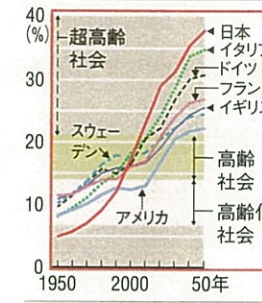
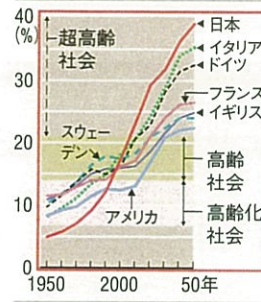
番号 23



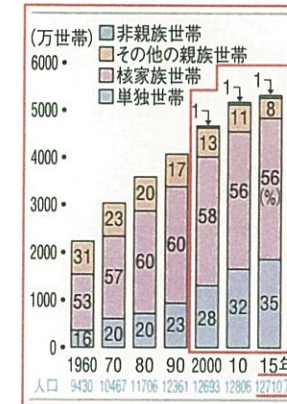
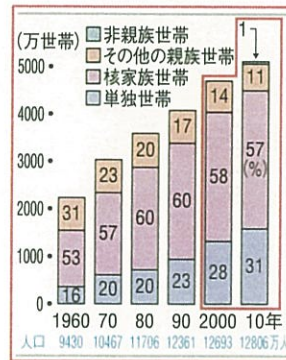
番号 24



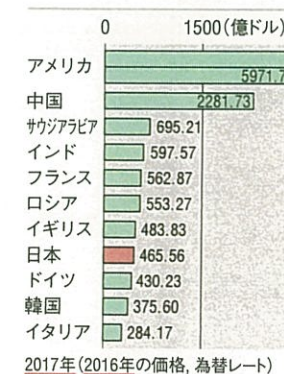
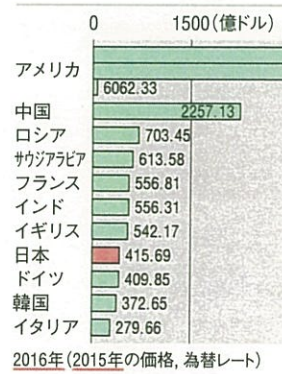
番号 27



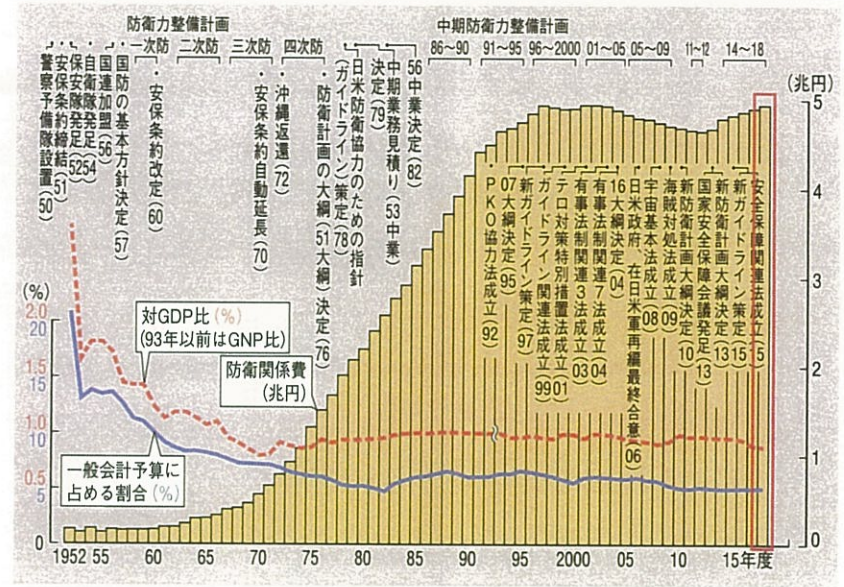
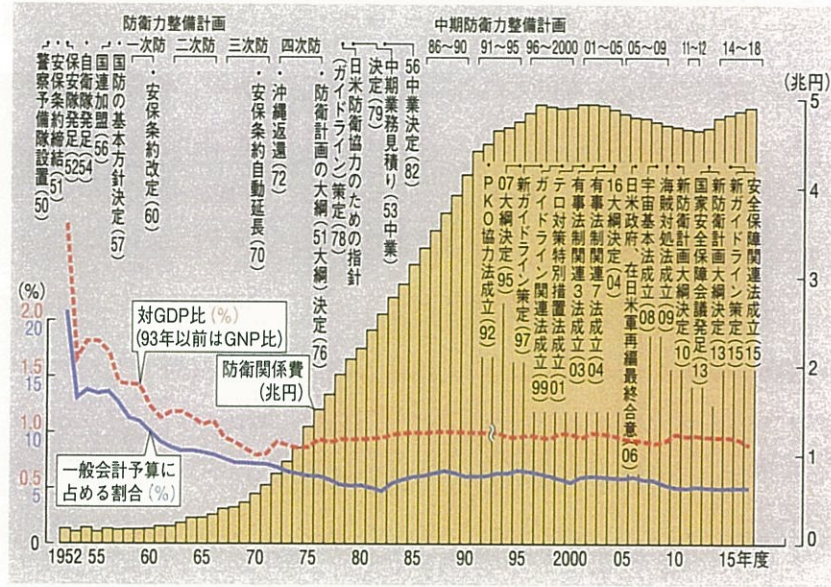
番号 29



番号 33



番号 34



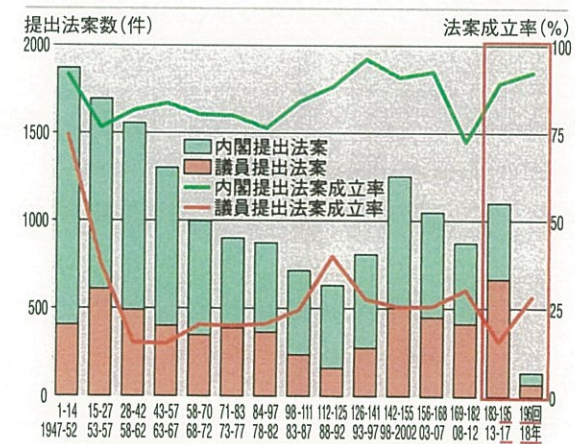
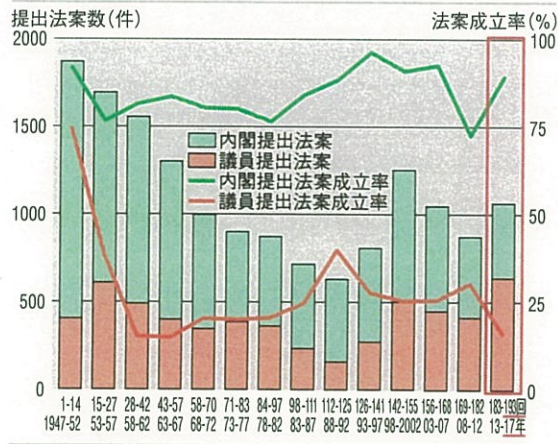
番号 36



番号 38



番号 39



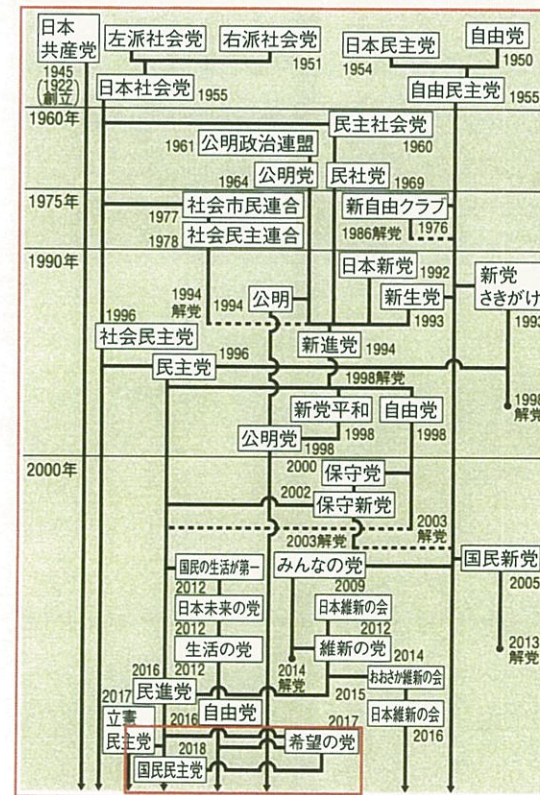
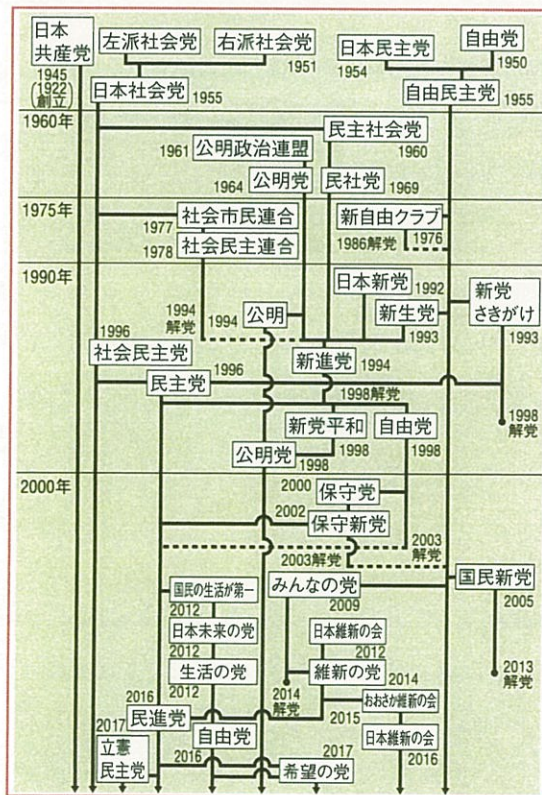
番号 44

	衆議院〔小選挙区比例代表並立制〕 (465名,任期4年,解散あり)		参議院 (242名,任期6年,3年ごとに半数を改選)	
被選挙権	25歳以上		30歳以上	
選挙の種類	小選挙区選挙	比例代表選挙 〔拘束名簿式〕	選挙区制選挙	比例代表選挙 〔非拘束名簿式〕
定数	289名	176名	146名(73名を改選)	96名(48名を改選)
選挙区の数	289	11(ブロック単位)	45(都道府県単位*)	1(全国)
投票のしかた	立候補者名を記入	政党名を記入	立候補者名を記入	政党名か立候補者名を記入
当選者	各選挙区で得票数の1位の者が当選(有効投票数の6分の1以上の得票が必要)	各ブロックごとに、ドント式で各党に議席を配分し、各党の順位の上位者から当選	各選挙区ごとに得票数の上位者から定数が当選 *鳥取県と島根県、徳島県と高知県は合区	各党の得票総数(政党票と立候補者の個人票の合計)でドント式により議席を配分し、個人票の多い順に当選

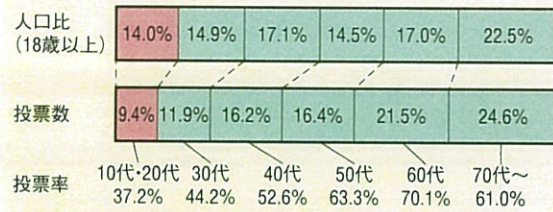
	衆議院〔小選挙区比例代表並立制〕 (465名,任期4年,解散あり)		参議院 (242名,任期6年,3年ごとに半数を改選)	
被選挙権	25歳以上		30歳以上	
選挙の種類	小選挙区選挙	比例代表選挙 〔拘束名簿式〕	選挙区制選挙	比例代表選挙 〔非拘束名簿式〕
定数	289名	176名	146名(73名を改選)	96名(48名を改選)
選挙区の数	289	11(ブロック単位)	45(都道府県単位*)	1(全国)
投票のしかた	立候補者名を記入	政党名を記入	立候補者名を記入	政党名か立候補者名を記入
当選者	各選挙区で得票数の1位の者が当選(有効投票数の6分の1以上の得票が必要)	各ブロックごとに、ドント式で各党に議席を配分し、各党の順位の上位者から当選	各選挙区ごとに得票数の上位者から定数が当選 *鳥取県と島根県、徳島県と高知県は合区	政党票と立候補者の個人票の合計でドント式により議席を配分し、個人票の多い順に当選

※参議院では2019年7月に比例代表へ「特定枠」が導入され、定数は2022年7月に選挙区148・比例代表100(計248)になる。

番号 45

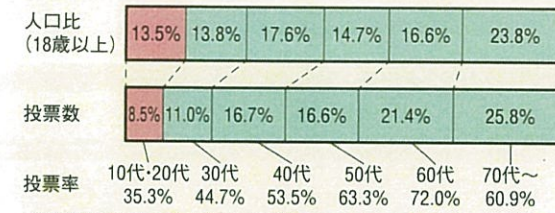


番号 46



[参議院議員選挙 2016年7月10日(人口は2014年10月1日時点の推計)]

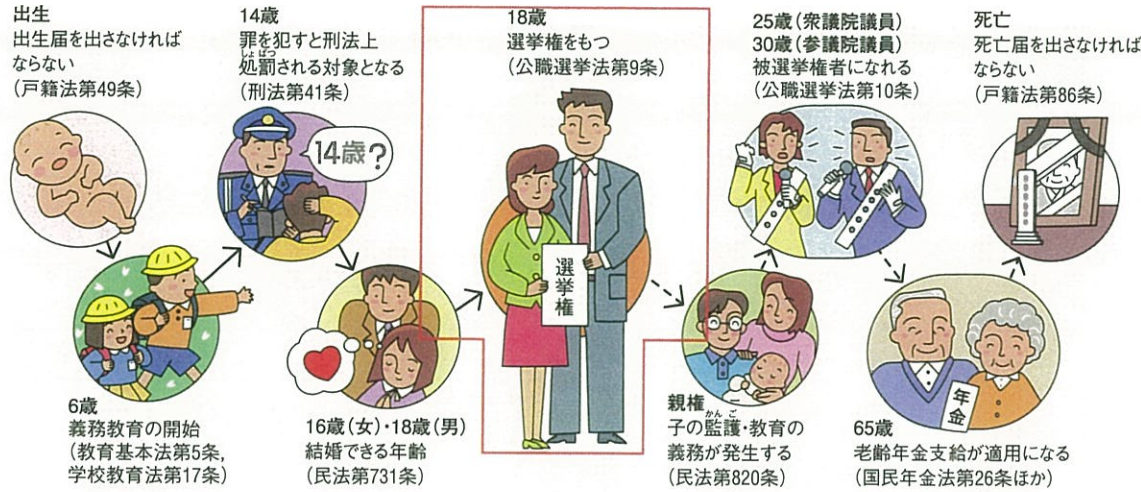
④年代別にみた人口と投票結果(総務省資料) 60歳以上が有権者全体の約4割、投票数では半数近くを占めている。18歳の投票率は51.2%、19歳の投票率は39.7%であった。



[衆議院議員選挙 2017年10月22日(人口は2017年10月1日時点の推計)]

④年代別にみた人口と投票結果(総務省資料) 60歳以上が有権者全体の約4割、投票数では半数近くを占めている。18歳の投票率は47.9%、19歳の投票率は33.3%であった。

番号 47



番号 49

番号 145

	私法上の成人	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	20歳	男性18歳 女性16歳	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*1	18歳*1	18歳*1	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*2	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

*1 アメリカは州によって異なる（表中はカリフォルニア州のもの）
*2 ただしビールなどは16歳といった例外がある

49.
49.

49.

	私法上の成年	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	20歳*1	男性18歳 女性16歳*1	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*2	18歳*2	18歳*2	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*3	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

*1 2022年4月より18歳
*2 アメリカは州によって異なる（表中はカリフォルニア州のもの）
*3 ただしビールなどは16歳といった例外がある

49.
49.
49.

49.

番号 50
番号 151

少年の保護・更生の観点から、原則として家庭裁判所で審判が行われる。家庭裁判所裁判官は、少年、保護者、家庭裁判所調査官などの意見を聞き再犯防止や更生に向けての処分を行う。しかし、殺人事件や強盗致死事件などでは検察官に戻され(逆送致)、成人と同じ刑事裁判を受ける場合もある。

50.

刑事上のもの以外では、児童の就労や満18歳未満の年少者の深夜業の原則禁止など労働に関するもの(労働基準法)や、運転免許年齢に関するもの(道路交通法)、未成年者の営業(民法では親権者などから営業を許されれば成年と同じ行為能力をもつとされる)などに特別の規定がある。

参 政権についての規定

参政権については、2014年に憲法改正に関する国民投票法の改正で、投票権をもつ年齢を18歳以上とすることが決定され、2015年には公職選挙法などが改正され、国政選挙や地方選挙などの選挙権をもつ年齢も18歳以上とされた。一方、裁判員や検察審査会の審査員は引き続き20歳以上の者から選ばれる。また、民法上の成人年齢や少年法の適用年齢の引き下げなどの議論もある。

151.

少年の保護・更生の観点から、原則として家庭裁判所で審判が行われる。家庭裁判所裁判官は、少年、保護者、家庭裁判所調査官などの意見を聞き、再犯防止や更生に向けての処分を行う。しかし、殺人事件や強盗致死事件などでは検察官に戻され(逆送致)、成人と同じ刑事裁判を受ける場合もある。

50.

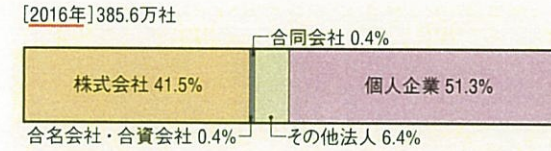
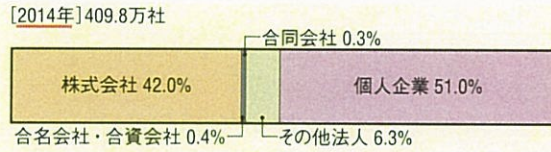
刑事上のもの以外では、児童の就労や満18歳未満の年少者の深夜業の原則禁止など労働に関するもの(労働基準法)や、運転免許年齢に関するもの(道路交通法)、未成年者の営業(民法では親権者などから営業を許されれば成年と同じ行為能力をもつとされる)などに特別の規定がある。

「18歳」になること

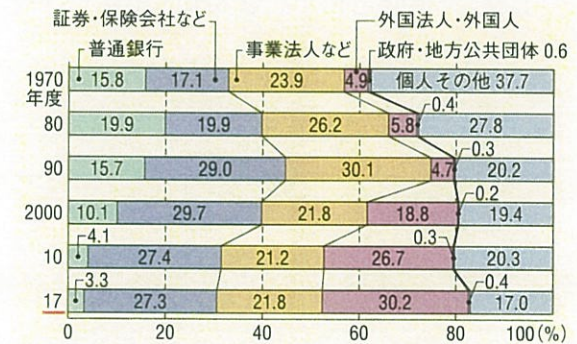
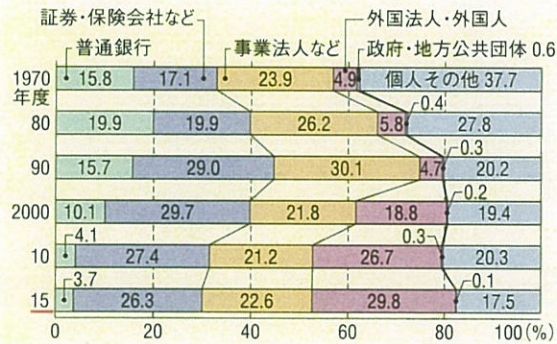
選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、国政選挙や地方選挙、憲法改正の国民投票などができるようになった。ただし、裁判員や検察審査会の審査員は20歳未満の者はなることができない。また、2018年に民法が改正されて、2022年4月からは民法上の成年年齢が18歳に引き下げられ(18歳未満が「未成年者」となる)、男女の婚姻開始年齢も18歳となる。なお、現在、少年法の適用年齢の引き下げについても議論されている。

151.

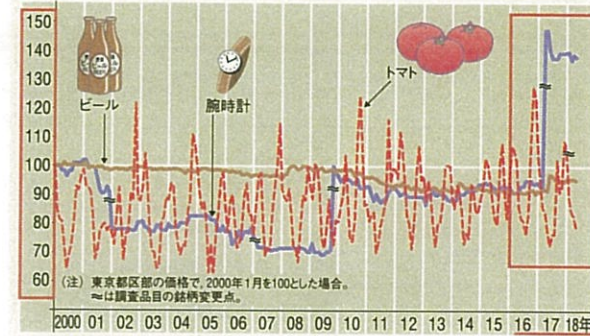
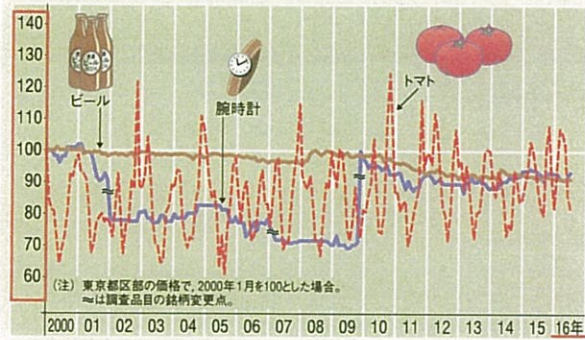
番号 51



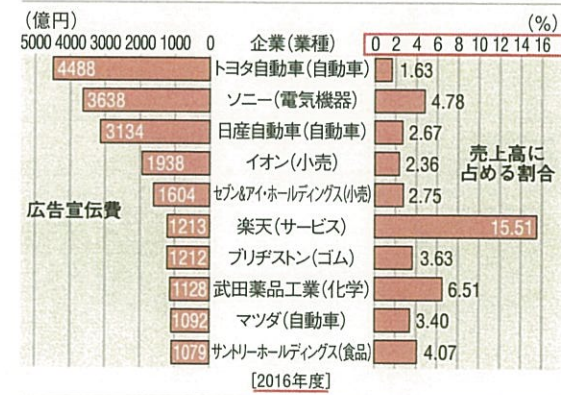
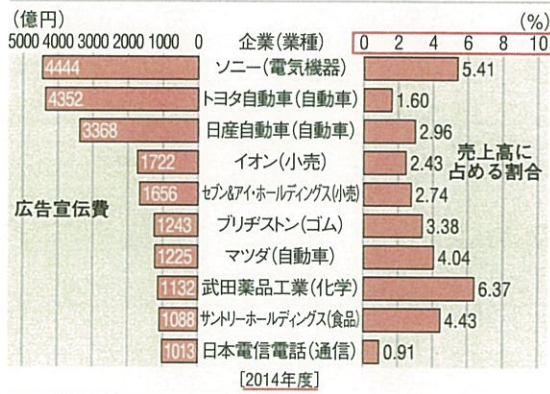
番号 52



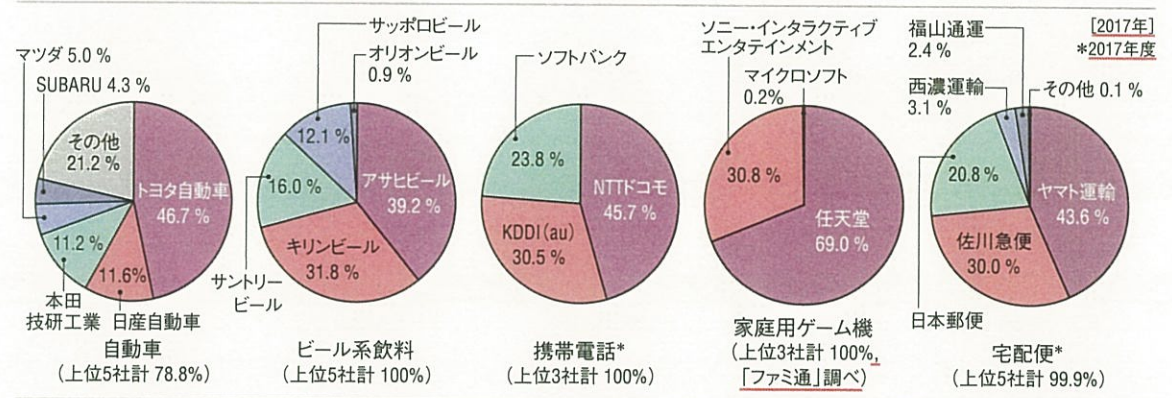
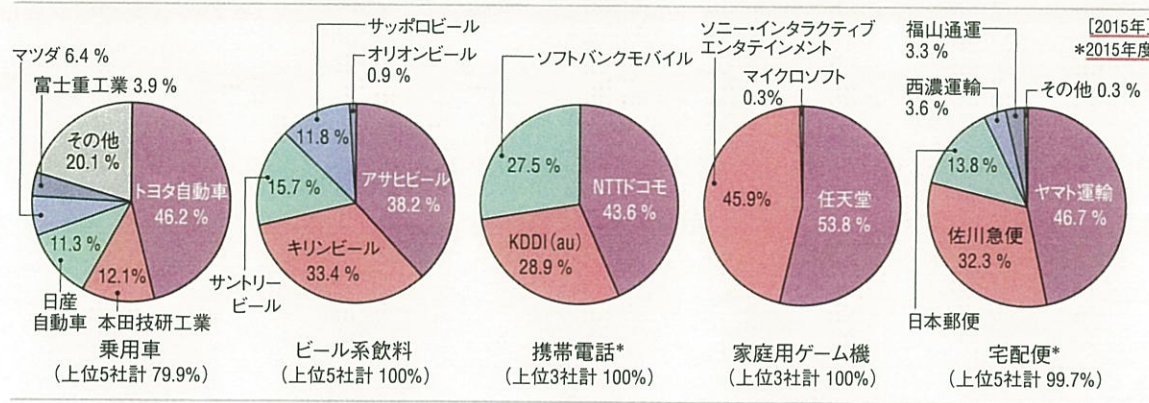
番号 53



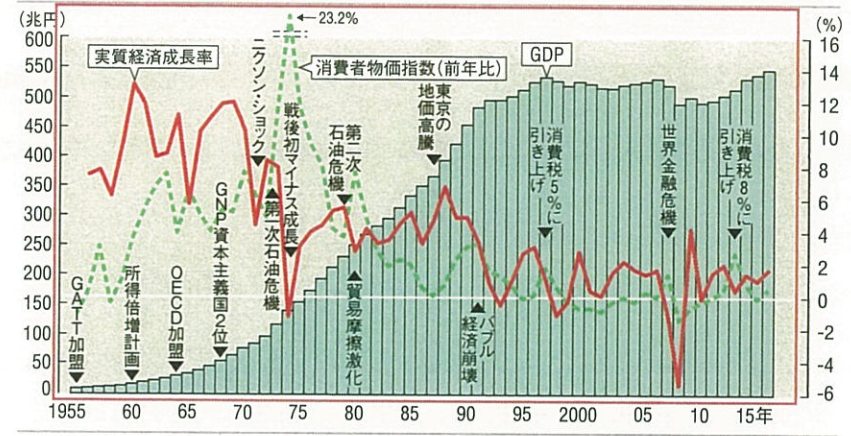
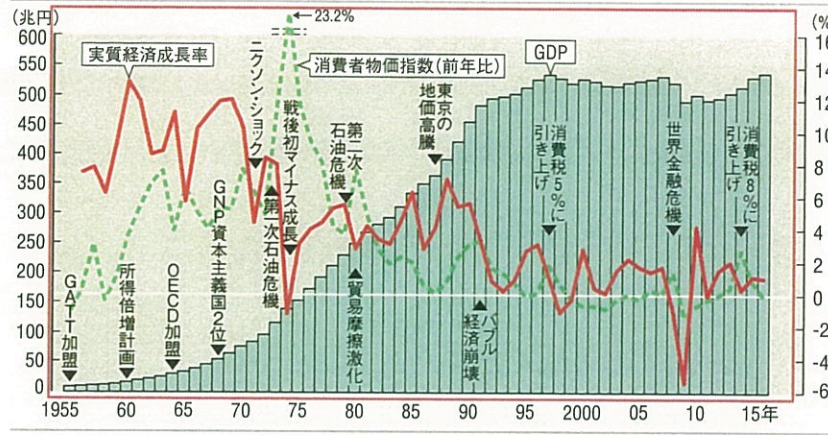
番号 54



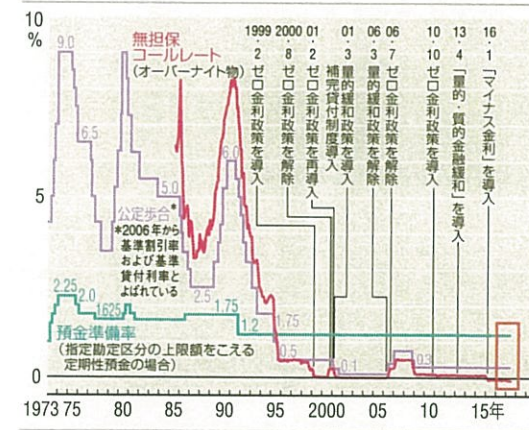
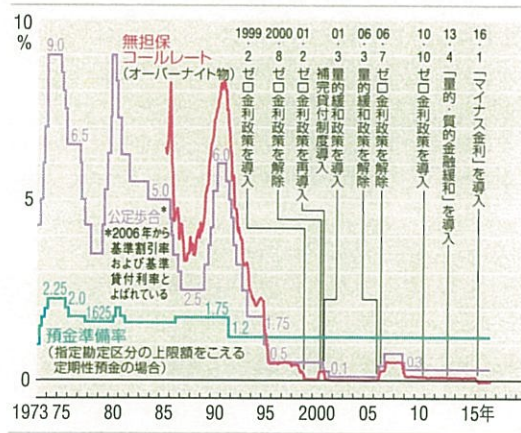
番号 55



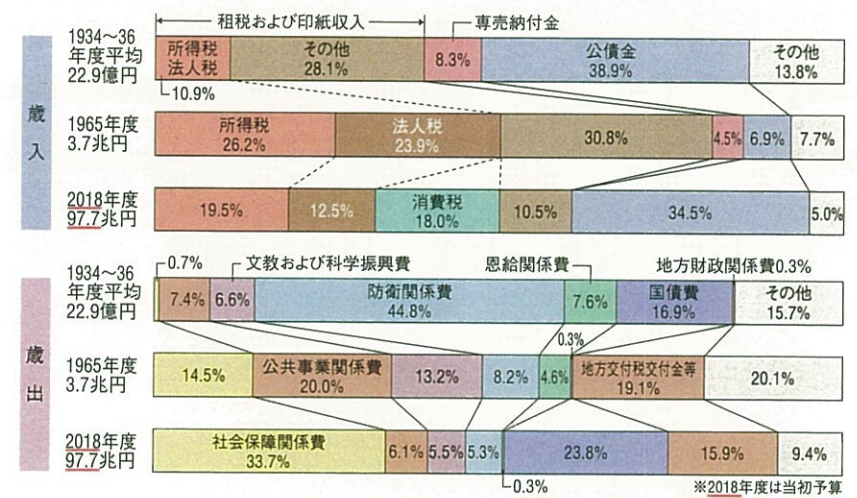
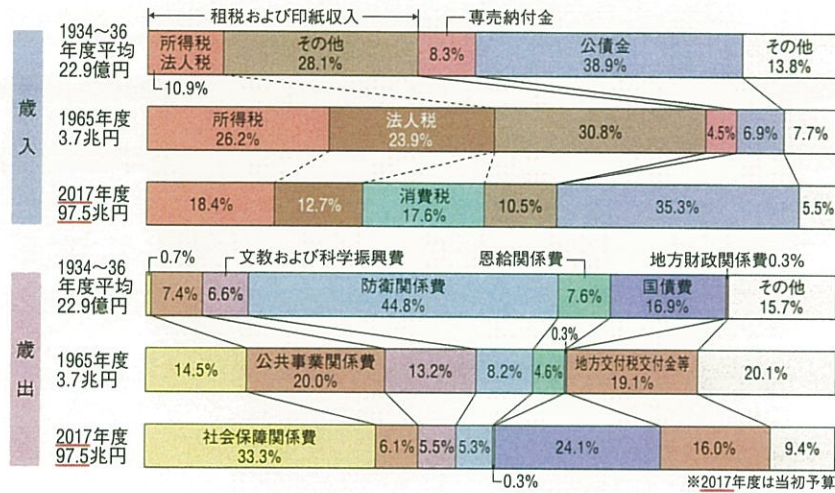
番号 56



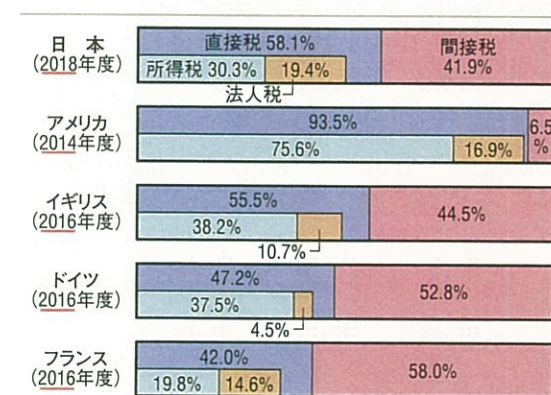
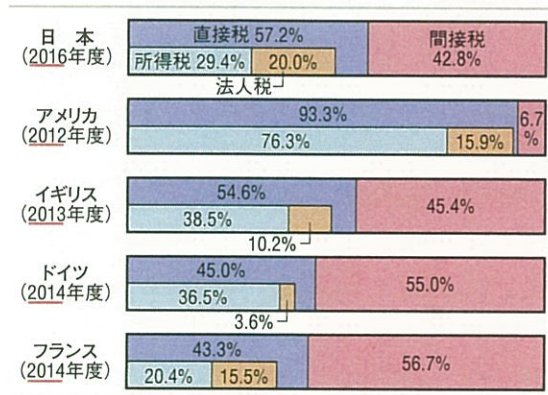
番号 57



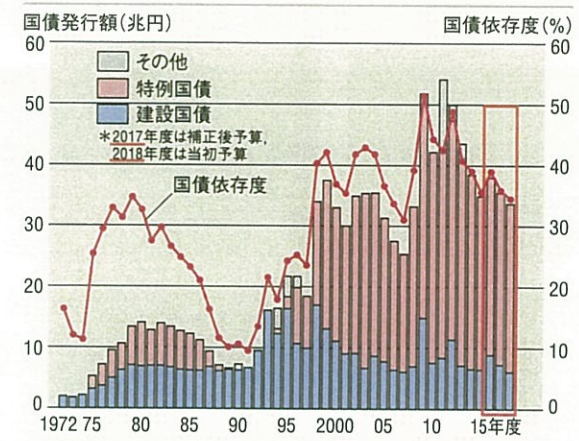
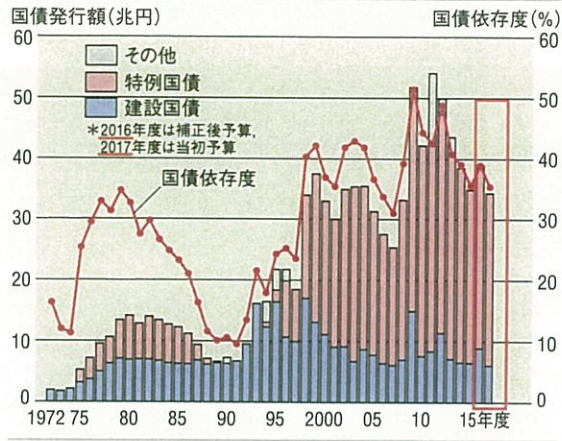
番号 58



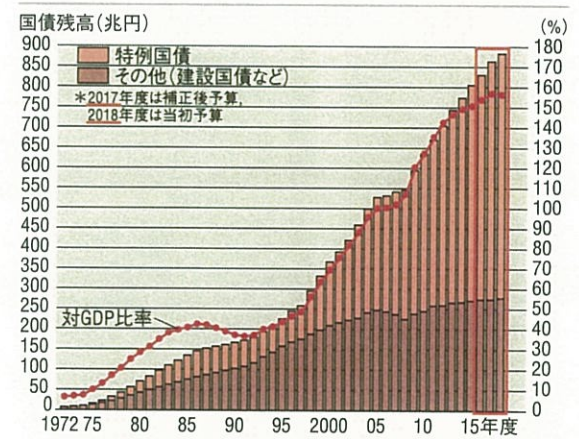
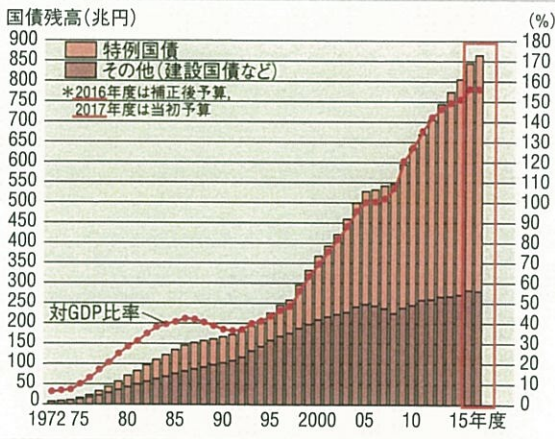
番号 59



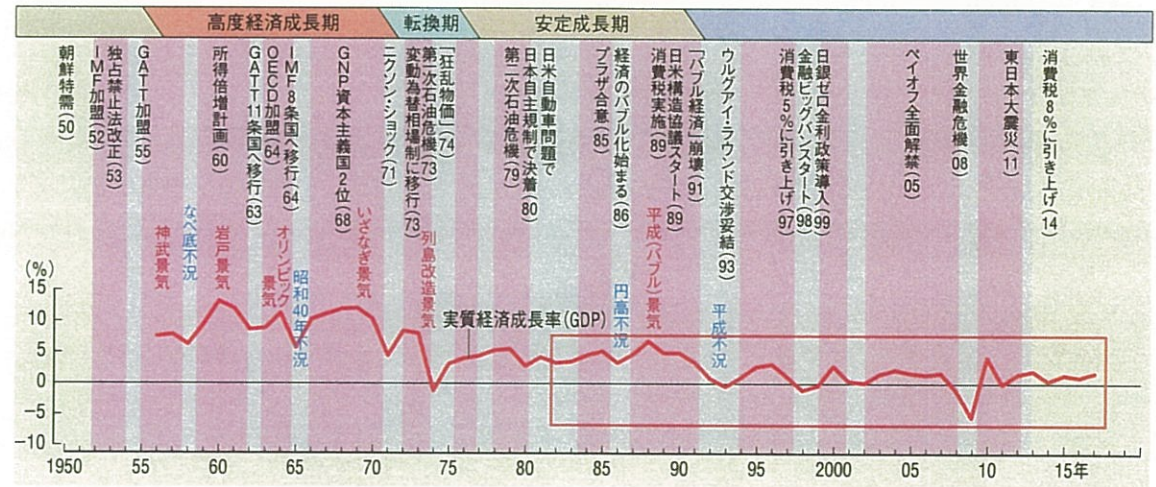
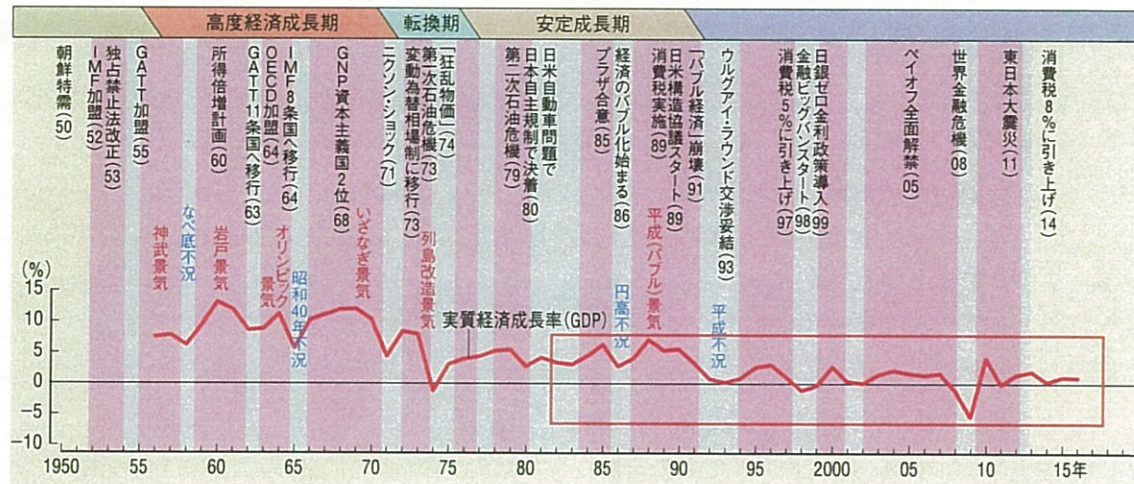
番号 61



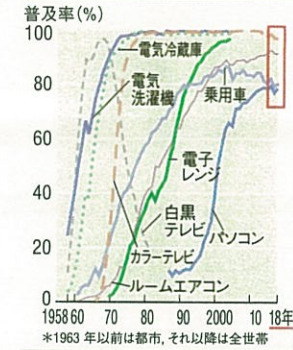
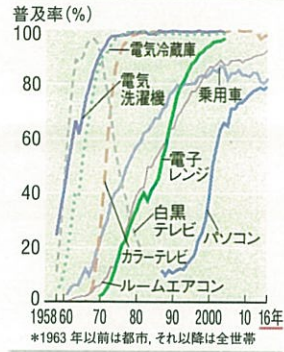
番号 62



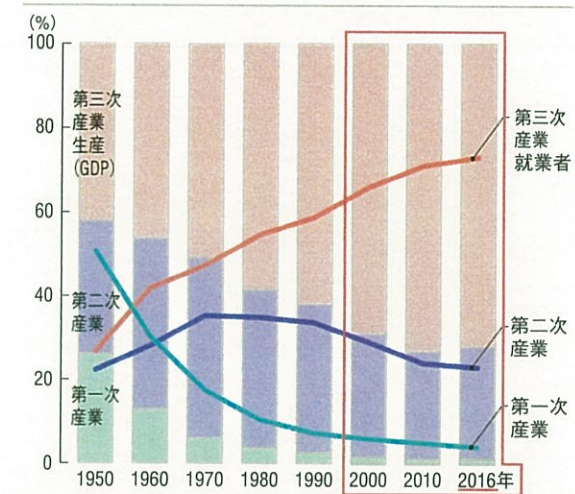
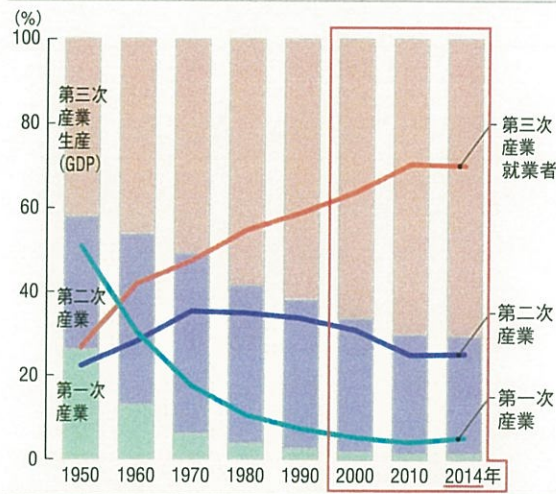
番号 63



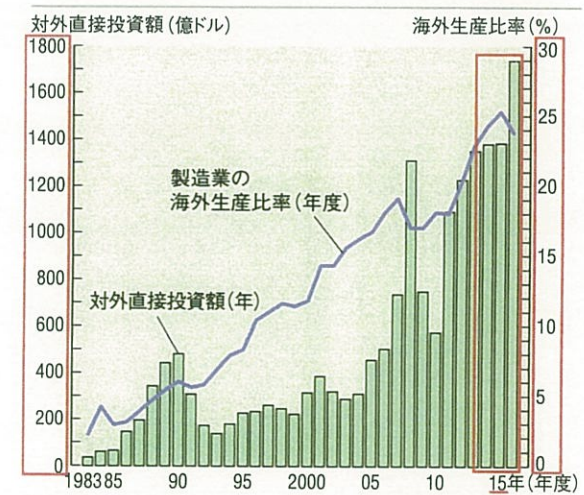
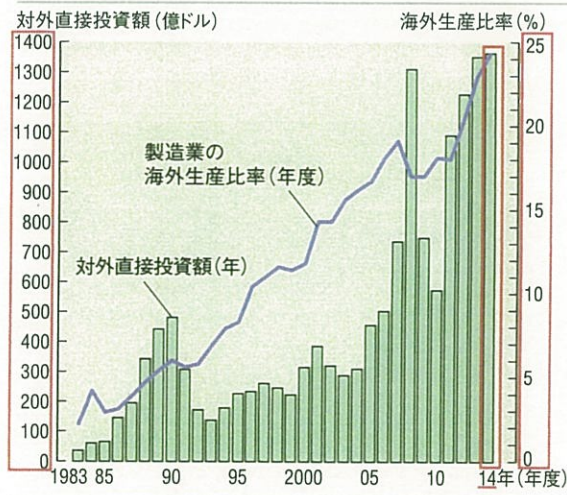
番号 64



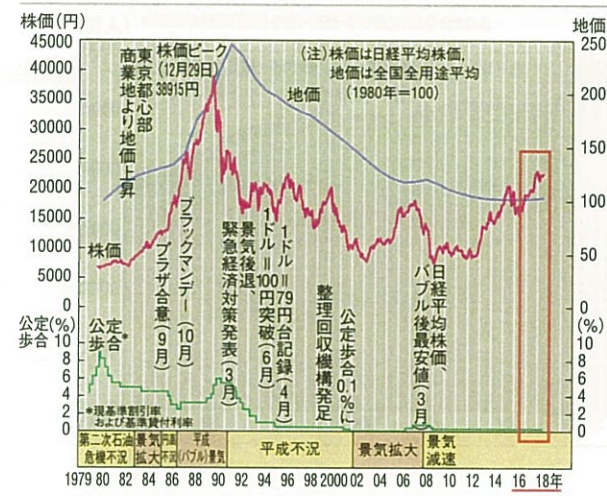
番号 65



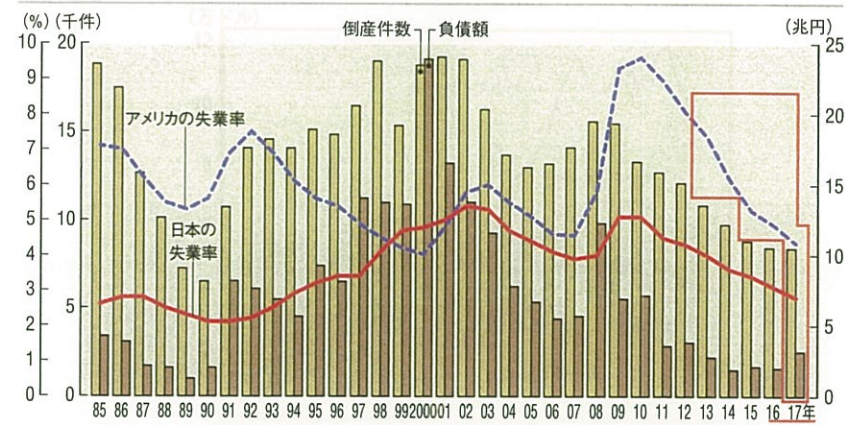
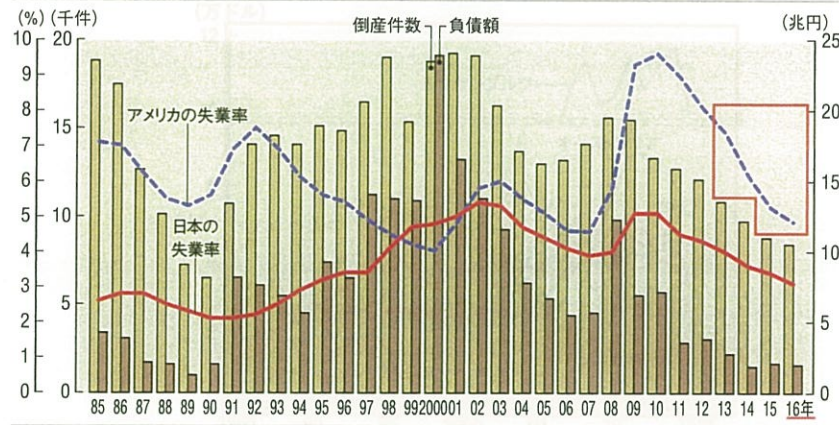
番号 66



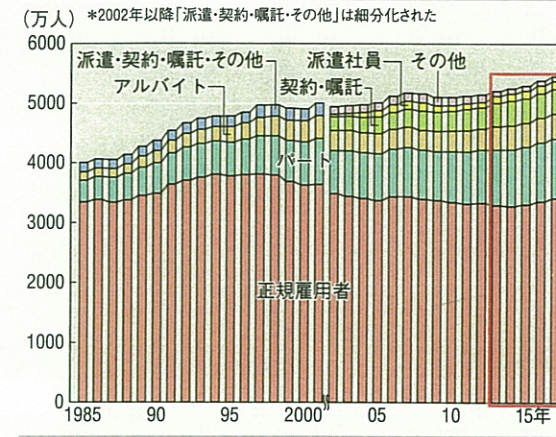
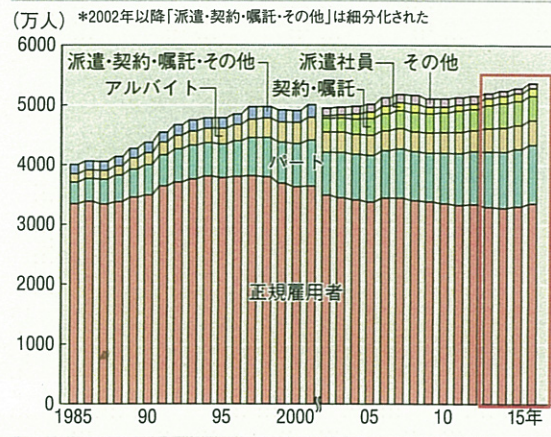
番号 67



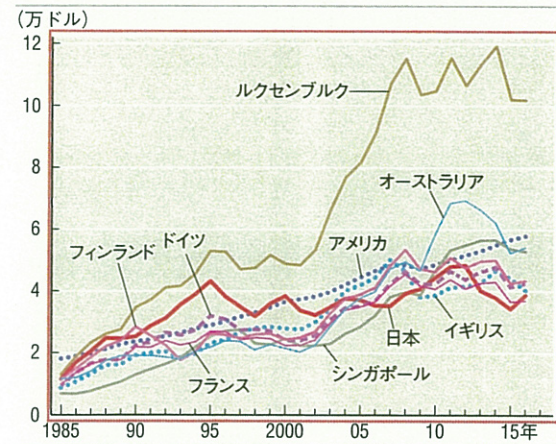
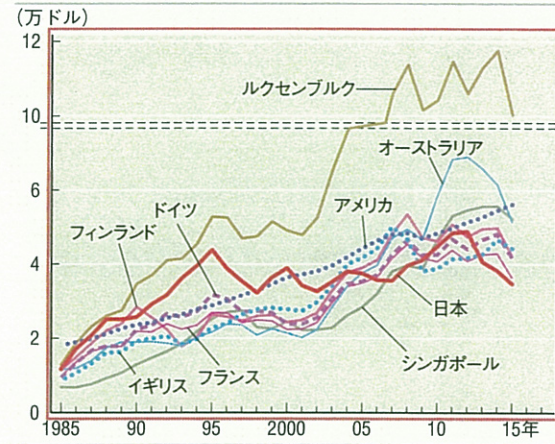
番号 68



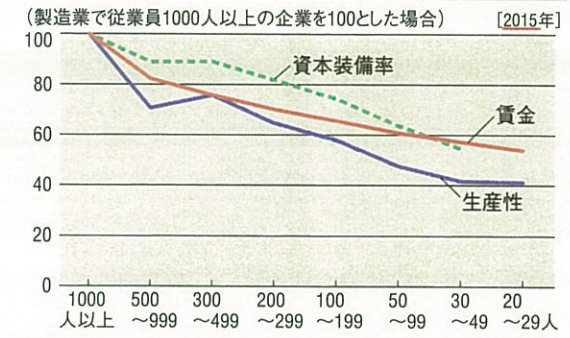
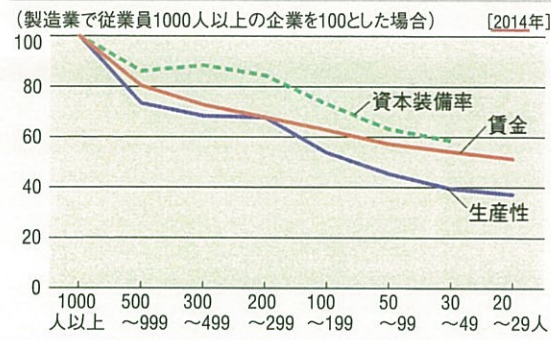
番号 70



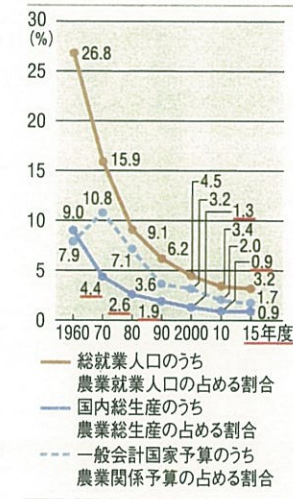
番号 71



番号 73



番号 76



番号 77

販売方法・手口	相談件数	契約者の特徴	平均契約金額(円)	主な商品・役務	販売方法や問題点
インターネット通販	203,019	30～40代	370,306	情報サイト、デジタルコンテンツ、出会い系サイト	無料だと思い情報サイトなどに登録したところ料金を請求された相談や、利用した覚えのないサイト利用料を請求された相談などが多い。スマートフォンの利用も目立つ。
ワンクリック請求	91,520	40代、男性中心	127,169	情報サイト、デジタルコンテンツ	情報サイトなどを閲覧している際に何かしらのボタンをクリックしたところ、料金を請求されたという相談が多い。未成年者からの相談もみられる。
電話勧誘販売	80,439	60歳以上	2,347,896	インターネット接続回線、ファンド型投資商品、健康食品	消費者が要請していないにもかかわらず、業者が電話により消費者を勧誘するケースがほとんどである。強引な勧誘や、虚偽説明、説明不足などの問題もみられる。
家庭訪販	57,175	60歳以上	1,541,089	新聞、放送サービス、インターネット接続回線、ふとん類	消費者が要請していないにもかかわらず、業者が家庭訪問し消費者を勧誘するケースがほとんどである。強引な勧誘や長時間におよぶ勧誘など、問題が多い。
無料商法	34,423	20～60代	232,689	情報サイト、デジタルコンテンツ、インターネット接続回線、出会い系サイト	「無料」をうたった情報サイトなどのサービスを利用したところ、利用料を請求された相談が多い。

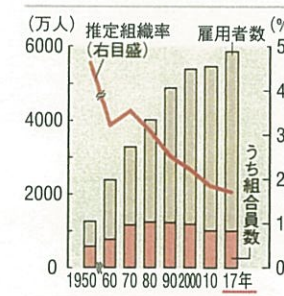
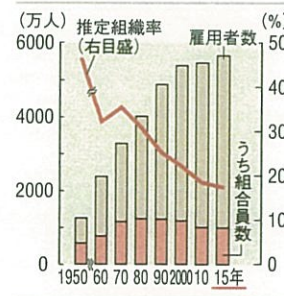
販売方法・手口	相談件数	契約者の特徴	平均契約金額(円)	主な商品・役務	販売方法や問題点
インターネット通販	208,841	30～60代	220,397	デジタルコンテンツ、情報サイト、健康食品、出会い系サイト	無料だと思い情報サイトなどに登録したところ料金を請求された相談や、利用した覚えのないサイト利用料を請求された相談などが多い。スマートフォンの利用も目立つ。
電話勧誘販売	59,501	70歳以上	954,296	インターネット接続回線、健康食品、社会保険	消費者が要請していないにもかかわらず、業者が電話により消費者を勧誘するケースがほとんどである。強引な勧誘や、虚偽説明、説明不足などの問題もみられる。
ワンクリック請求	59,486	40～60代	228,382	情報サイト、デジタルコンテンツ、興信所	情報サイトなどを閲覧している際に何かしらのボタンをクリックしたところ、料金を請求されたという相談が多い。未成年者からの相談もみられる。
家庭訪販	51,804	70歳以上	1,612,559	新聞、放送サービス、インターネット接続回線、修理サービス、屋根工事	消費者が要請していないにもかかわらず、業者が家庭訪問し消費者を勧誘するケースがほとんどである。強引な勧誘や長時間におよぶ勧誘など、問題が多い。
かたり商法(身分詐称)	24,431	70歳以上	1,074,234	社会保険、デジタルコンテンツ、インターネット接続回線	有名企業や公的機関などをかたり、商品やサービスを契約させる商法である。

番号 78

1897 鉄工組合(日本初の労働組合)結成	1964 同盟(全日本労働総同盟)結成
1900 治安警察法制定(団結禁止)	65 ILO87号条約(結社の自由と団結権擁護に関する条約)批准
11 工場法制定(16年に実施)	67 ILO100号条約(男女同一賃金)批准
12 友愛会結成	85 男女雇用機会均等法制定
20 日本最初のメーデー	86 労働者派遣法施行
21 日本労働総同盟発足	89 連合(日本労働組合総連合会)・全労連(全国労働組合総連合)などに労働界再編
25 治安維持法制定	91 育児休業法制定
40 労働組合解散,大日本産業報国会発足	93 パートタイム労働法制定(07年改正)
45 労働組合法制定(49年改正)	95 育児・介護休業法制定
46 労働関係調整法制定	97 男女雇用機会均等法改正(06年改正)
47 労働基準法制定	2006 労働審判制度実施
48 公務員等の争議行為禁止	07 労働契約法制定
50 総評(日本労働組合総評議会)結成	
55 春闘始まる	

1897 鉄工組合(日本初の労働組合)結成	1965 ILO87号条約(結社の自由と団結権擁護に関する条約)批准
1900 治安警察法制定(団結禁止)	67 ILO100号条約(男女同一賃金)批准
11 工場法制定(16年に実施)	85 男女雇用機会均等法制定
12 友愛会結成	86 労働者派遣法施行
20 日本最初のメーデー	89 連合(日本労働組合総連合会)・全労連(全国労働組合総連合)などに労働界再編
21 日本労働総同盟発足	91 育児休業法制定
25 治安維持法制定	93 パートタイム労働法制定(07年改正)
40 大日本産業報国会発足	95 育児・介護休業法制定
45 労働組合法制定(49年改正)	97 男女雇用機会均等法改正(06年改正)
46 労働関係調整法制定	2006 労働審判制度実施
47 労働基準法制定	07 労働契約法制定(12年改正)
48 公務員等の争議行為禁止	18 働き方改革関連法制定
50 総評(日本労働組合総評議会)結成	
55 春闘始まる	
64 同盟(全日本労働総同盟)結成	

番号 79



- 番号 80
- 番号 81
- 番号 82
- 番号 83
- 番号 148
- 番号 149
- 番号 150

3 現代の雇用・労働問題

雇用形態の多様化とその影響

① 終身雇用、年功序列賃金、企業別組合は日本の経営方式(日本の労使慣行)とよばれ、それがもたらす安定した雇用形態は日本経済の強みをなすといわれてきた。しかし経済の低迷が続くと、企業はリストラを迫られ、その一環として雇用調整を断行した。こうして日本の経営方式はしだいに崩れ、離職率や転職率が上昇するなど、雇用の流動化が進んだ。

政府は労働者派遣法を数回にわたって改正し、これまで特定の職種に限って認められていた派遣労働者を、製造業を含む広範な職種に開放した。その結果、企業は低賃金で契約を切ることの容易な派遣労働者を大量に雇用し、今では、パートタイム、アルバイトを含む非正規雇用者の割合は全雇用者の40%に迫っている。若年層の場合には、フリーターやニート(NET)が増加し、社会問題となっている。

性別、雇用形態に関係なく、同一労働には同一賃金が支払われて当然である。しかし非正規雇用者の賃金は正規雇用者の賃金に比べて格段に低く、雇用期間も不安定であるために、働いても貧困から抜けられない「ワーキングプア」が増加している。また、正規雇用者の間でも、職能給や年俸制など能力主義・成果主義などの考え方をもとした賃金制度が広く導入されるにしたがって、賃金格差が広がっている。今後は、こうした賃金格差を是正し、仕事を失った者へのセーフティネット(安全網)を整え、非正規雇用者の正規化をはかっていくことや、

① 日本の経営方式のメリットとデメリットは何だったか、日本経済の歴史的变化と関連づけて考えてみよう。

① リストラクチャリングの略。本来は「事業の再構築」という意味だが、「人員整理」として使用されることが多い。

② 内閣府は、非労働力人口のうち、就業、就学、または職業訓練を受けていない15歳から34歳までの未婚者と定義している。



③ ハローワーク 職業紹介、職業指導などによって労働者の雇用の安定をはかる国の機関。

④ 職務の遂行能力の程度に応じて給与額を決定する方法。
⑤ 毎年の契約で決める年俸を、成績によって上下させる制度。

⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

法律名	改正・施行年	おもな内容
労働基準法	変形労働時間制 1999年施行	1日8時間を超える労働が可能で、①1週間単位 ②1か月単位 ③3か月から1年単位の3種類ある。③については1日10時間までの労働が認められるようになった。
労働基準法	裁量労働制 2000年施行	見なし労働時間制の適用。研究開発など11業種から企画などのホワイトカラーに適用拡大。
労働基準法	有期労働契約 2003年改正	原則1年、専門的知識等に限り3年であった期間の上限を、それぞれ3年と5年に延長。
労働契約法	2008年施行	採用、労働条件の変更、解雇など労使間の雇用ルールの明確化(有期雇用の契約を含む)。
労働契約法	2012年改正	無期労働契約への転換(有期雇用契約がくり返し更新されて通算5年をこえたとき)などの導入。
労働者派遣法	1999年改正	26業種に限られていた対象業務を原則自由化。
労働者派遣法	2015年改正	業種による派遣期間上限の違いを廃止し、同一の派遣労働者の同一部署での勤務を上限3年に。
育児・介護休業法	1995年改正	男女を問わず1歳未満の子や家族を介護する必要がある労働者の休業が認められた。
育児・介護休業法	2001年改正	休業申し出や休業をしたことを理由とした解雇その他不利益な取扱いが禁止された。
育児・介護休業法	2017年施行	育児休業や介護休業の取得要件を緩和し、取得にあたってのハラスメント対策を企業に義務づけた。
男女雇用機会均等法	1999年施行	募集、採用、配置、昇進などの差別禁止。違反企業名は公表。
男女雇用機会均等法	2007年施行	男女双方への差別禁止に拡大。間接差別や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止など。
男女雇用機会均等法	2017年施行	妊娠や出産などに関するハラスメント(マタニティー・ハラスメント)への対策を企業に義務づけた。

ワークシェアリングなどの施策を検討することが大きな課題である。

現代の労働問題

労働条件が悪化しているのは正規雇用者の場合と同じである。賃金の支払われないサービス残業が常態化している。他方で労働環境も厳しさを増し、過労死などの労働災害(労災)や、労働者が急激な技術革新に適応できないなどの問題も深刻になっている。また最近では、若者を過酷な条件のもとで働かせ使い捨てる「ブラック企業」が社会問題になっている。

外国人労働者の問題も現代の労働問題の一つである。現在、日本には多くの外国人労働者が滞在しており、そのなかには法律で就労を認められていない単純労働者がかなりいる。単純労働者を認めるのか否か、認めるとしたら、医療、教育、社会保障などの生活基盤をどう整備していくのか、われわれは長期的視点に立って、この問題を解決していかなければならない。

労働をとおした社会参加

人々が働くのは単に賃金を得るためばかりではない。労働をとおして自分の能力を発揮し、社会に参加することも労働の目的だといってよい。しかし日本では、女性、高齢者、障がい者に対して雇用の道が狭められていることが多く、仕事に就いている場合でもさまざまな差別がみられる。

政府はこのような現状を解決するために、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法などを制定した。これらの法律の目的を実現するには、すべての人々が同等に働く権利をもつことを再確認するとともに、政府や企業の積極的な取り組みが必要である。

① 雇用創出のため、労働時間の短縮などによって多くの人が仕事を分けあうこと。

② 現代の日本の労働問題について、具体的な事例を調べてみよう。

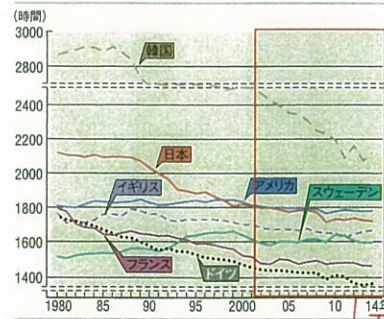
③ 残業、深夜勤務、単身赴任、ストレスなどの重い負担が、不健康な生活習慣を引き起こし、脳血管や心臓の病気を誘発し、死にいたるケースが多い。

④ 熟練のいらぬ簡単な労働に従事する者。

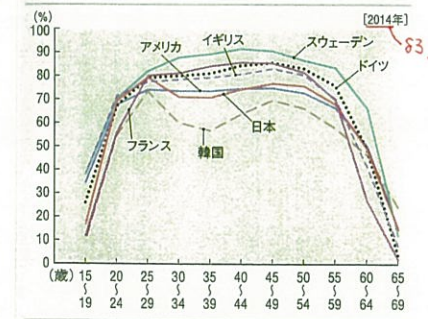
⑤ 1997年の改正では、募集や採用などにおける女性差別禁止の努力義務が禁止規定に強化された。また、周知啓発活動や苦情相談窓口設置の義務づけなどセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)の防止規定も盛りこまれた。さらに2006年には差別禁止の対象を拡大するなどの改正が行われた。

⑥ 仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護のための休業を取得できること、休業を申し出たことで不利益に扱われることの禁止などを定めている。

⑦ 障がい者の雇用促進のため、事業者に対し従業員の一定比率(民間企業は2.0%、2020年度までに2.3%に引き上げ予定)を障がい者とするよう義務づけている。



③ ③ 年間総労働時間の国際比較(労働統計要覧)



④ ④ 女性の年齢別労働力率の国際比較(ILO資料)

- 番号 80
- 番号 81
- 番号 82
- 番号 83
- 番号 148
- 番号 149
- 番号 150

3 現代の雇用・労働問題

雇用形態の多様化とその影響

経営方式(日本の労使慣行)とよばれ、それがもたらす安定した雇用形態は日本経済の強みをなすといわれてきた。しかし経済の低迷が続くと、企業はリストラを迫られ、その一環として雇用調整を断行した。こうして日本の経営方式はしだいに崩れ、離職率や転職率が上昇するなど、雇用の流動化が進んだ。

政府は労働者派遣法を数回にわたって改正し、これまで特定の職種に限って認められていた派遣労働者を、製造業を含む広範な職種に開放した。その結果、企業は低賃金で契約を切ることの容易な派遣労働者を大量に雇用し、今では、パートタイム、アルバイトを含む非正規雇用者の割合は全雇用者の40%に迫っている。若年層の場合には、フリーターやニート(NET)が増加し、社会問題となっている。

性別、雇用形態に関係なく、同一労働には同一賃金が支払われて当然である。しかし非正規雇用者の賃金は正規雇用者の賃金に比べて格段に低く、雇用期間も不安定であるために、働いても貧困から抜けられない「ワーキングプア」が増加している。また、正規雇用者の間でも、職能給や年俸制など能力主義・成果主義などの考え方をもとにした賃金制度が広く導入されるにしたがって、賃金格差が広がっている。今

①日本の経営方式のメリットとデメリットは何だったか、日本経済の歴史的变化と関連づけて考えてみよう。

①リストラクチャリングの略。本来は「事業の再構築」という意味だが、「人員整理」として使用されることが多い。

②内閣府は、非労働力人口のうち、就業、就学、または職業訓練を受けていない15歳から34歳までの未婚者と定義している。



③ハローワーク 職業紹介、職業指導などで労働者の雇用の安定をはかる国の機関。

④職務の遂行能力の程度に応じて給与額を決定する方法。

⑤毎年の契約で決める年俸を、成績によって上下させる制度。

⑥最近の労働法制の動き

法律名	改正・施行年	おもな内容
労働基準法	変形労働時間制	1日8時間を超える労働が可能で、①1週間単位 ②1か月単位 ③3か月から1年単位の3種類ある。③については1日10時間までの労働が認められるようになった。
	数量労働制	見なし労働時間制の適用。研究開発など11業種から企画などのホワイトカラーに適用拡大。
	有期労働契約	原則1年、専門的知識等に限り3年であった期間の上限を、それぞれ3年と5年に延長。
	時間外労働の上限規制	月45時間、年360時間が原則。臨時的な事情の場合、年720時間、単月100時間未満・複数月平均80時間を限度(休日労働含む)に設定。違反には罰則。
労働契約法	高度プロフェッショナル制度	一部の高度専門職(年収は基準年間平均給与の3倍以上)を対象に労働時間・休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外(特定高度専門業務・成果型の脱時間給制度)。
	採用、労働条件の変更、解雇など労働者の雇用ルールの明確化(有期雇用の契約を含む)、無期労働契約への転換(有期雇用契約がくり返し更新されて通算5年をこえたとき)などの導入。	
労働者派遣法	1999年改正	26業種に限られていた対象業務を原則自由化。
	2015年改正	業種による派遣期間上限の違いを廃止し、同一の派遣労働者の同一部署での勤務を上限3年に
育児・介護休業法	1995年改正	男女を問わず1歳未満の子や家族を介護する必要がある労働者の休業が認められた。
	2001年改正	休業申し出や休業をしたことを理由とした解雇その他不利益な取扱いが禁止された。
	2017年施行	育児休業や介護休業の取得要件を緩和し、取得にあたってのハラスメント対策を企業に義務づけた。
男女雇用機会均等法	1999年施行	募集、採用、配置、昇進などの差別禁止。違反企業名は公表。
	2007年施行 2017年施行	男女双方への差別禁止に拡大、間接差別や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止など、妊娠や出産などに関するハラスメント(マタニティー・ハラスメント)への対策を企業に義務づけた。

⑦後は、こうした賃金格差を是正し、仕事を失った者へのセーフティネット(安全網)を整え、非正規雇用者の正規化をはかっていくことや、

ワークシェアリングなどの施策を検討することが大きな課題である。

⑧現代の労働問題 労働条件が悪化しているのは正規雇用者の場合と同じである。賃金の支払われないサービス残業が常態化している。他方で労働環境も厳しさを増し、過労死などの労働災害(労災)や、労働者が急激な技術革新に適応できないなどの問題も深刻になっている。また最近では、若者を過酷な条件のもとで働かせ使い捨てる「ブラック企業」が社会問題になっている。

⑨外国人労働者の問題もある。現在、日本には多くの外国人労働者が滞在しており、そのなかには法律で就労を認められていない単純労働者がかなりいる。単純労働者を認めるのか否か、認めるとしたら、医療、教育、社会保障などの生活基盤をどう整備していくのか。われわれは長期的視点に立って、この問題を解決していかなければならない。

⑩労働をとおした社会参加 人々が働くのは単に賃金を得るためばかりではない。労働をとおして自分の能力を発揮し、社会に参加することも労働の目的だといってよい。しかし日本では、女性、高齢者、障がい者に対して雇用の道が狭められていることが多く、

仕事に就いている場合でもさまざまな差別がみられる。政府はこのよ
うな現状を解決するために、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法などを制定した。これらの法律の目的を実現するには、すべての人々が同等に働く権利をもつことを再確認し、政府や企業が積極的に取り組む必要がある。

⑪雇用創出のため、労働時間の短縮などによって多くの人で仕事を分けあうこと。

⑫正規雇用者と非正規雇用者の不合理な待遇差を解消する「同一労働・同一賃金」が2019年から導入される。

⑬現代の日本の労働問題について、具体的な事例を調べてみよう。

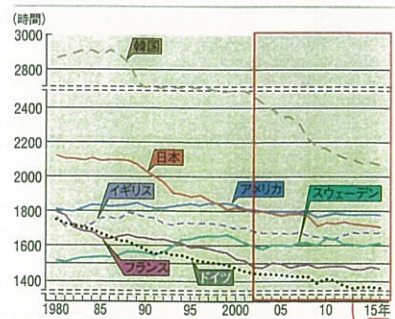
⑭残業、深夜勤務、単身赴任、ストレスなどの重い負担が、不健康な生活習慣を引き起こし、脳血管や心臓の病気を誘発し、死にいたるケースが多い。

⑮熟練のいらぬ簡単な労働に従事する者。

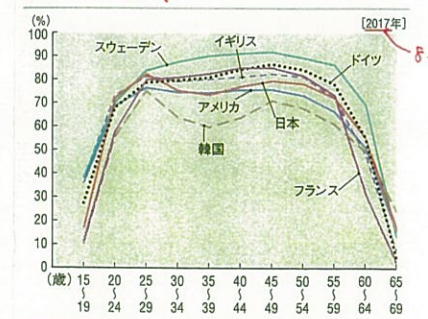
⑯1997年の改正では、募集や採用などにおける女性差別禁止の努力義務が禁止規定に強化された。また、周知啓発活動や苦情相談窓口設置の義務づけなどセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)の防止規定も盛りこまれた。

⑰仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護のための休業を取得できること、休業を申し出たことで不利益に扱うことの禁止などを定めている。

⑱障がい者の雇用促進のため、事業者に対して従業員の一一定比率(民間企業は2.2%、2020年度までに2.3%に引き上げ予定)を障がい者とするよう義務づけている。

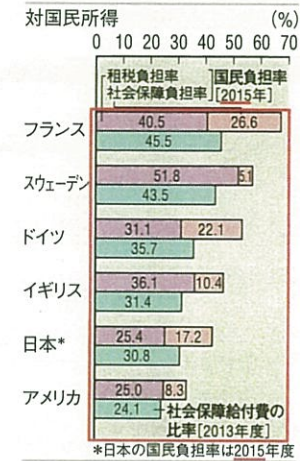
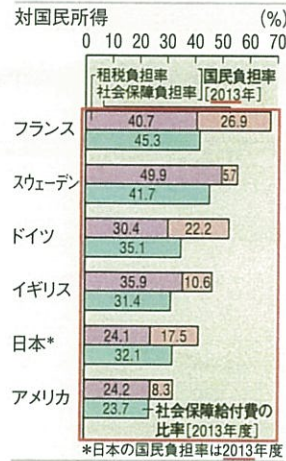


⑬⑭年間総労働時間の国際比較(労働統計要覧)

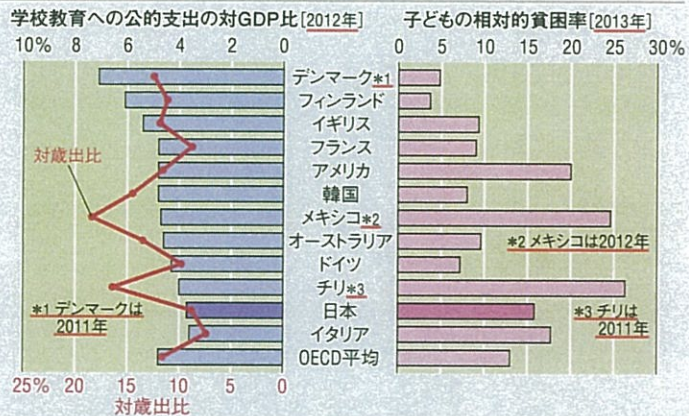


⑮⑯女性の年齢別労働力率の国際比較(ILO資料)

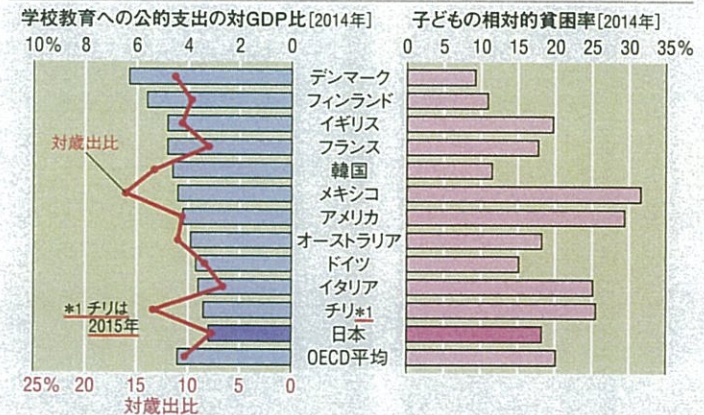
番号 84



番号 85

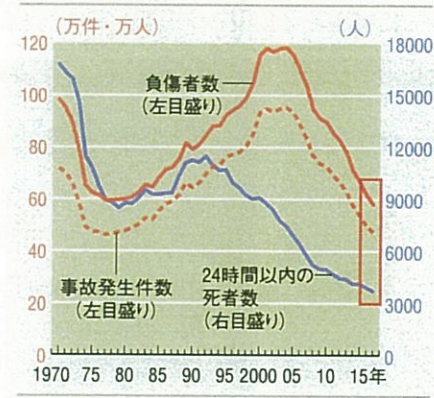
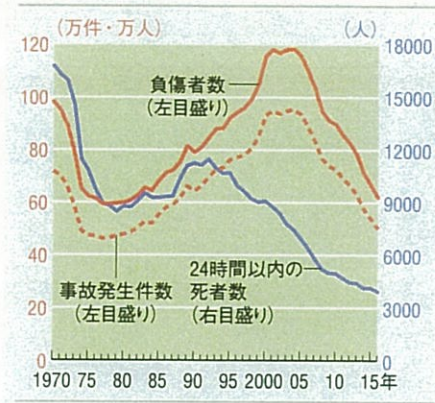


④ おもな国の学校教育への公的支出および子どもの相対的貧困率 (OECD資料) 子どもの相対的貧困率は世帯の可処分所得が中央値の半分に満たない世帯で暮らす子どもの割合を示している (OECD基準)。日本では2013年に15.8%となり、6人に1人の子どもが貧困だとされている。

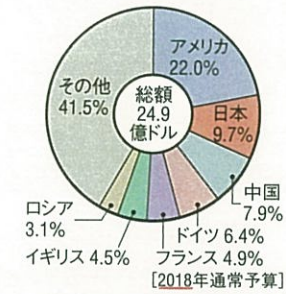
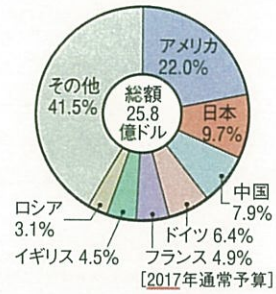


④ おもな国の学校教育への公的支出および子どもの相対的貧困率 (ユニセフ資料ほか) 子どもの相対的貧困率は世帯の可処分所得が中央値の60%に満たない世帯で暮らす子どもの割合を示している (ユニセフによる定義)。日本では2014年に18.2%となり、6人に1人の子どもが貧困だとされている。

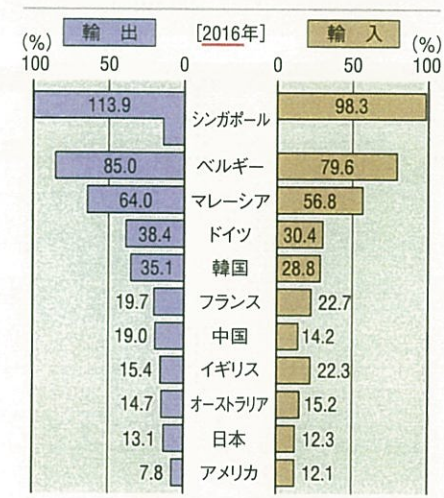
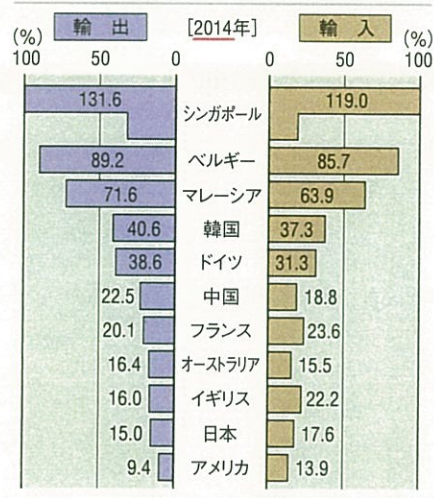
番号 87



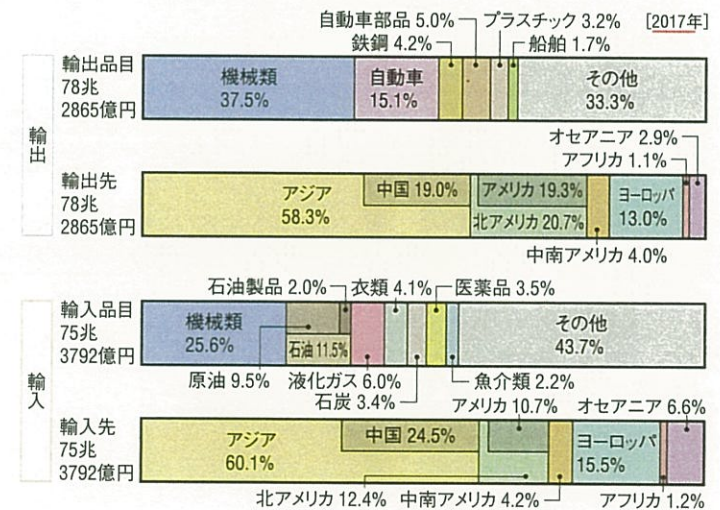
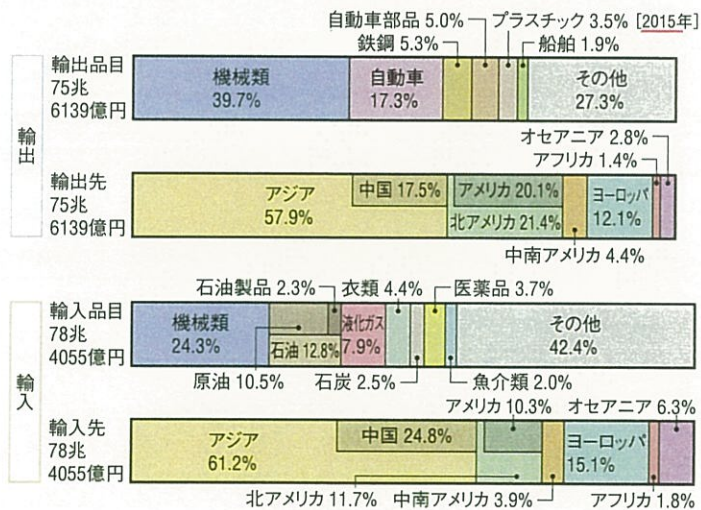
番号 88



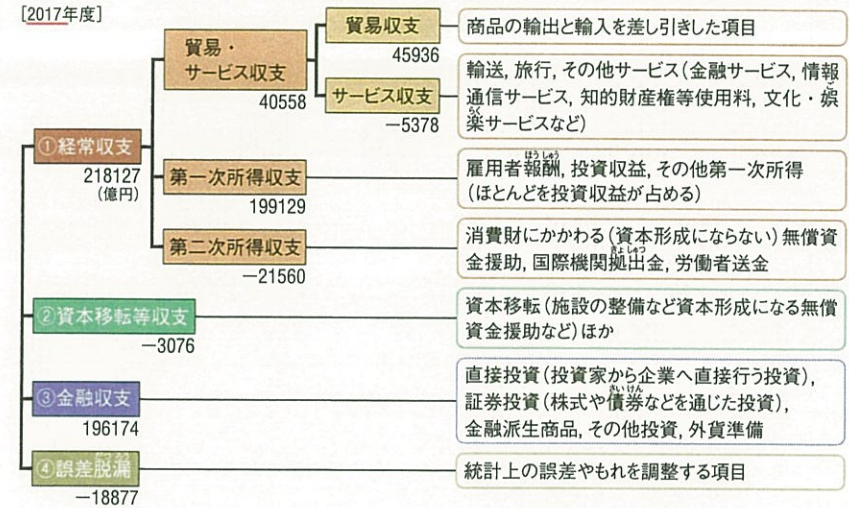
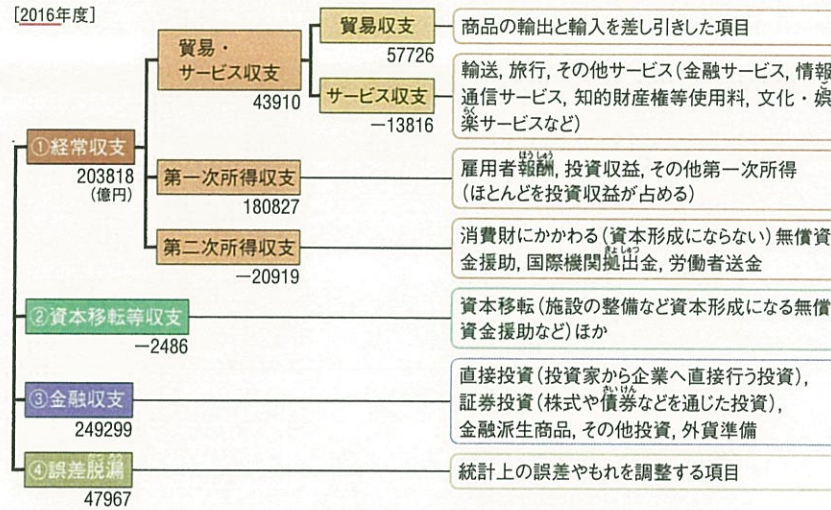
番号 92



番号 93



番号 94



番号 95

(億円)

	2000年度	2010年度	2016年度
経常収支	135804	179736	203818
貿易・サービス収支	63573	52225	43910
貿易収支	117226	80331	57726
サービス収支	-53653	-28106	-13816
第一次所得収支	81604	139260	180827
第二次所得収支	-9373	-11749	-20919
資本移転等収支	-6517	-4804	-2486
金融収支	132933	216010	249299
誤差脱漏	3646	41078	47967

(億円)

	2000年度	2010年度	2017年度
経常収支	135804	179736	218127
貿易・サービス収支	63573	52225	40558
貿易収支	117226	80331	45936
サービス収支	-53653	-28106	-5378
第一次所得収支	81604	139260	199129
第二次所得収支	-9373	-11749	-21560
資本移転等収支	-6517	-4804	-3076
金融収支	132933	216010	196174
誤差脱漏	3646	41078	-18877

番号 96

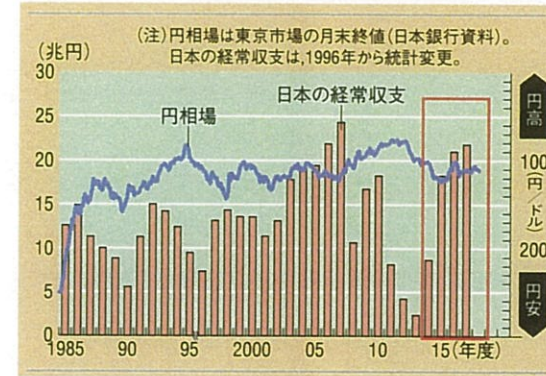
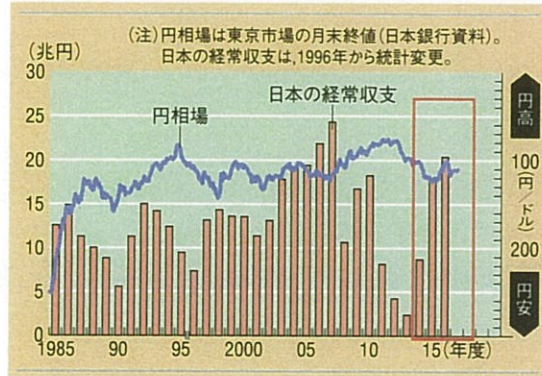
[2015年] (100万米ドル)

	経常収支				金融収支
	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支		
日本	135600	-19100	170700	-16000	169700
アメリカ	-484100	-539800	191300	-135600	-202900
イギリス	-146900	-56100	-53100	-37700	-175500
ドイツ	285400	258700	70700	-44000	259400
フランス	-4800	-16900	57900	-45700	-20900
イタリア	39481	58041	-2254	-16306	53545
中国	330602	384642	-45363	-8677	485614

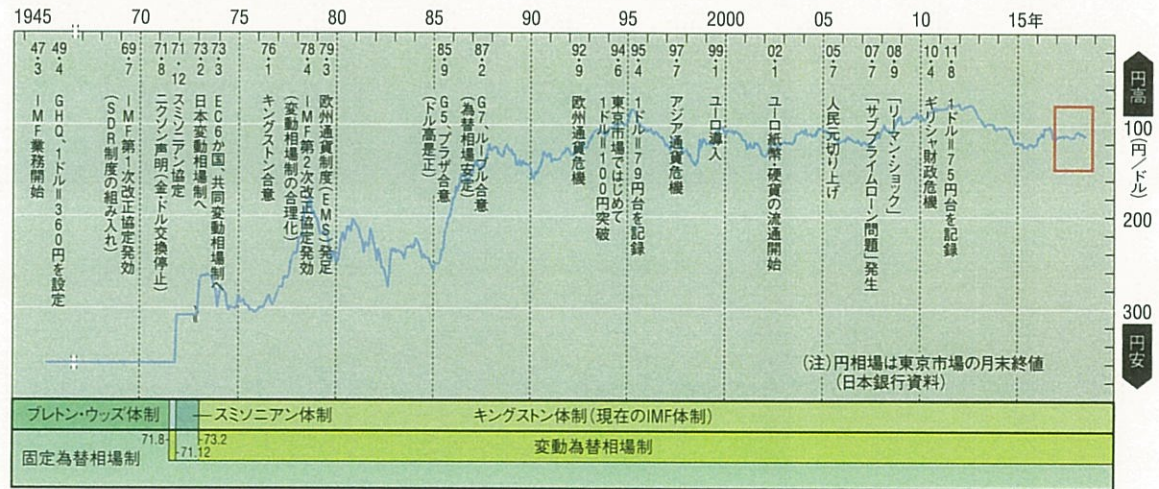
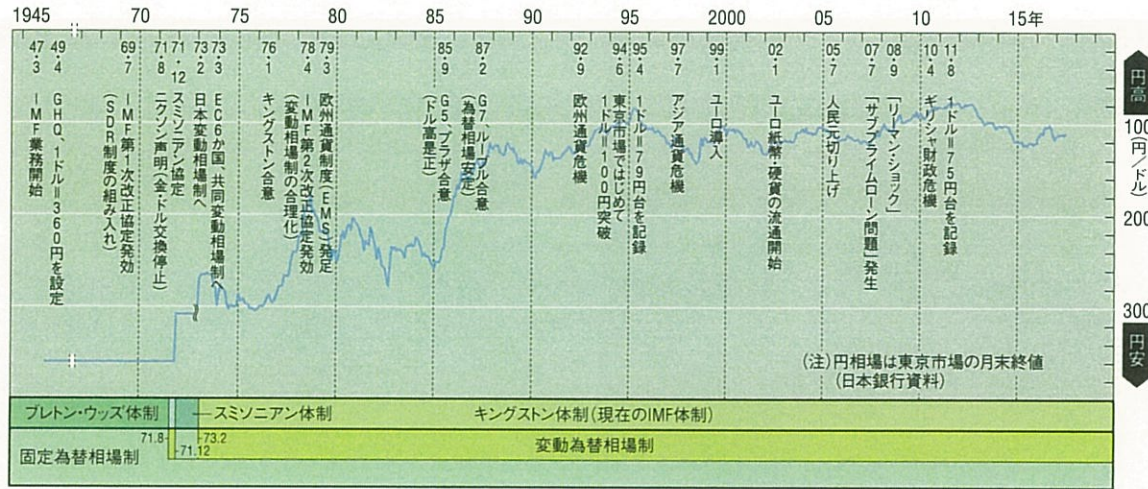
[2016年] (100万米ドル)

	経常収支				金融収支
	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支		
日本	187300	40300	166600	-19600	270700
アメリカ	-481200	-500600	180600	-161200	-408600
イギリス	-115500	-50200	-32300	-33000	-151700
ドイツ	289000	275900	57200	-44100	258600
フランス	-21100	-29500	58000	-49600	-35000
イタリア	47707	63281	2905	-18479	71344
中国	196380	249914	-44013	-9520	416992

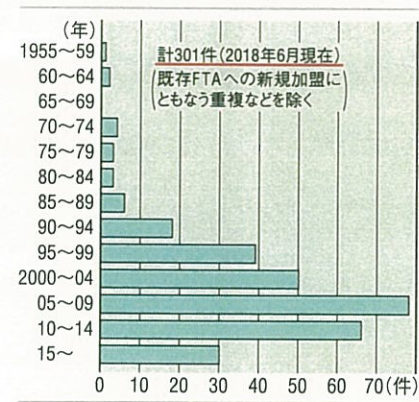
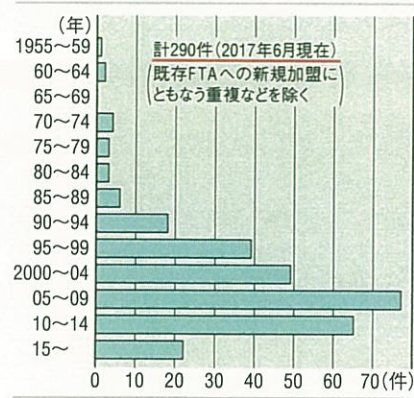
番号 97



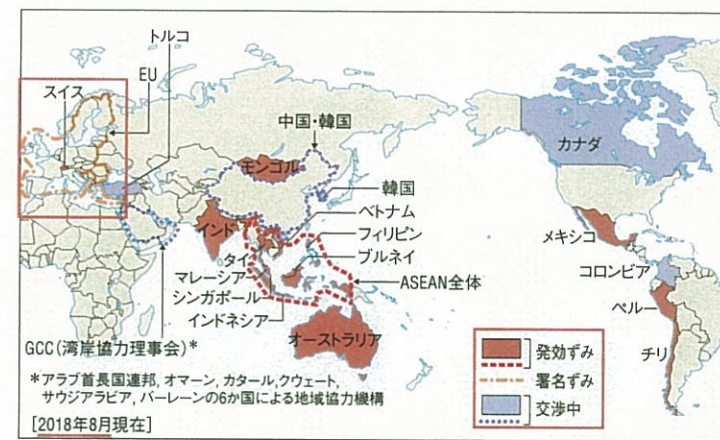
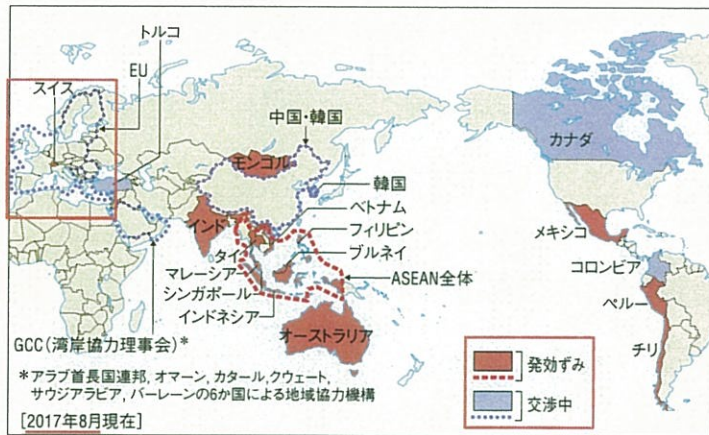
番号 98



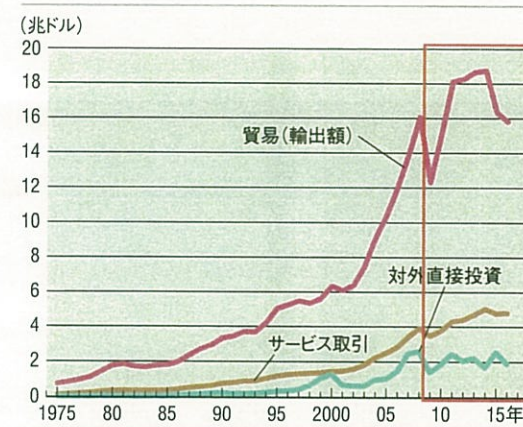
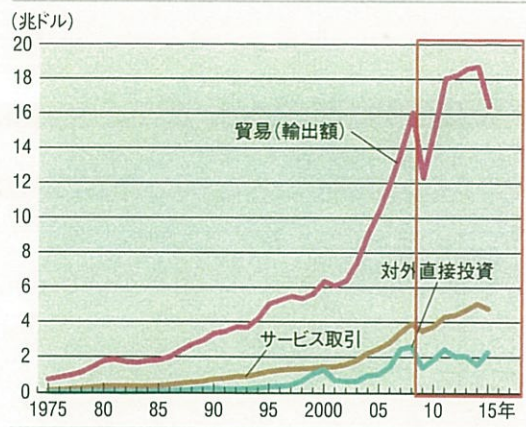
番号 99



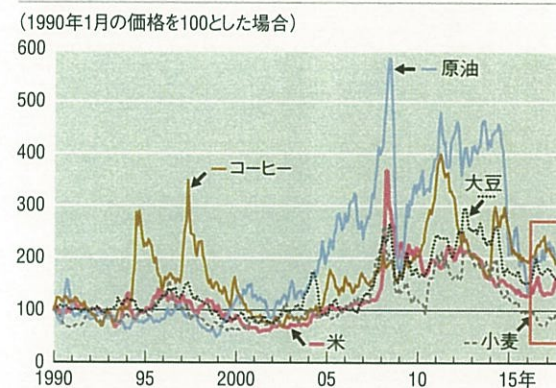
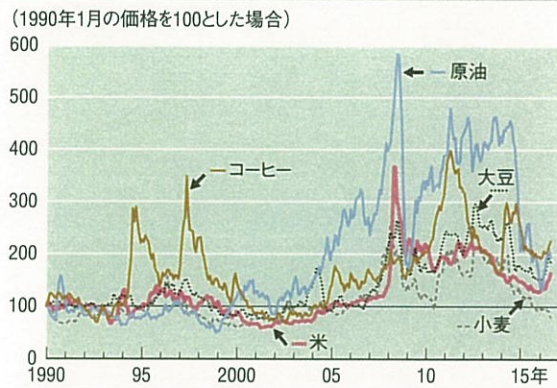
番号 100



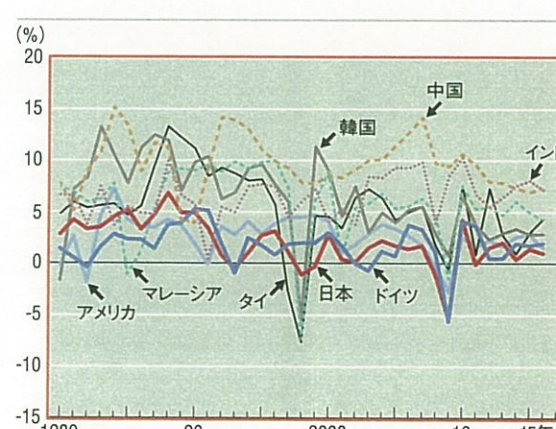
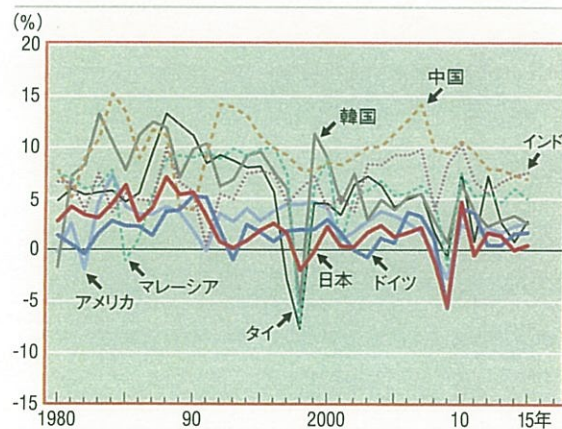
番号 101



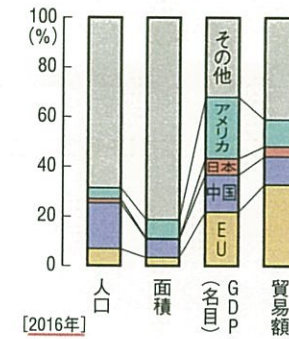
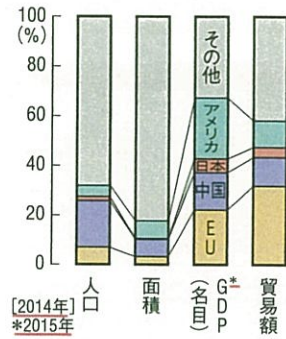
番号 103



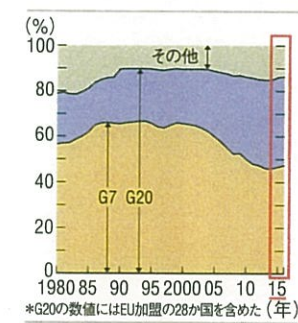
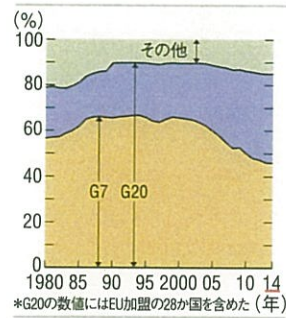
番号 104



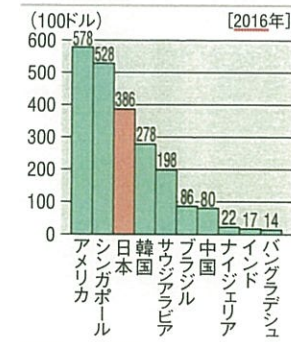
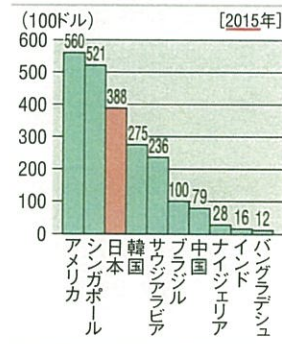
番号 106



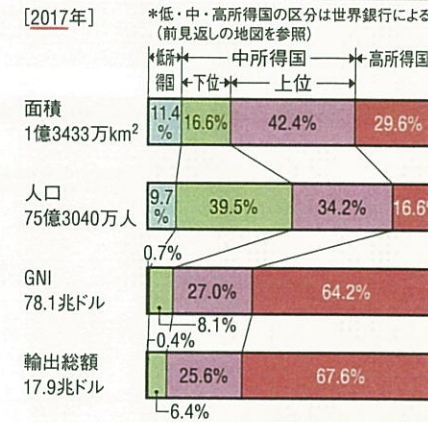
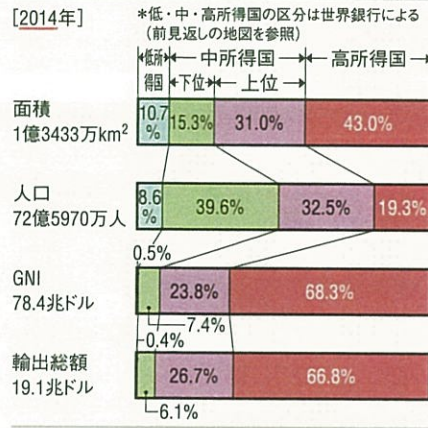
番号 109



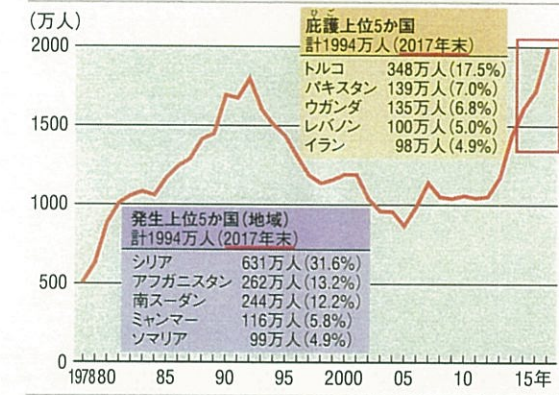
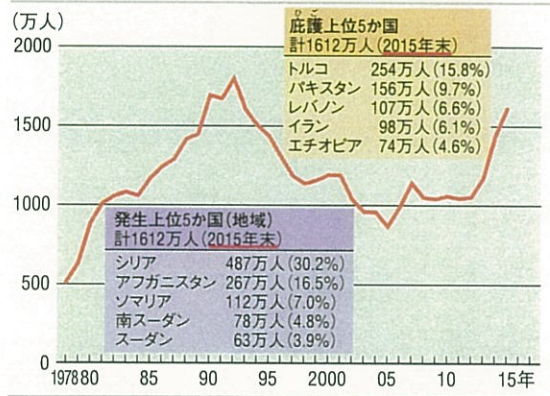
番号 110



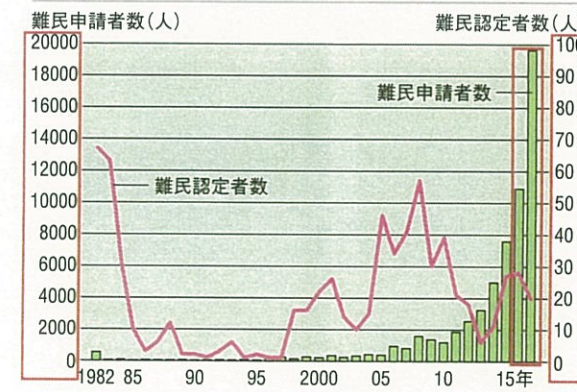
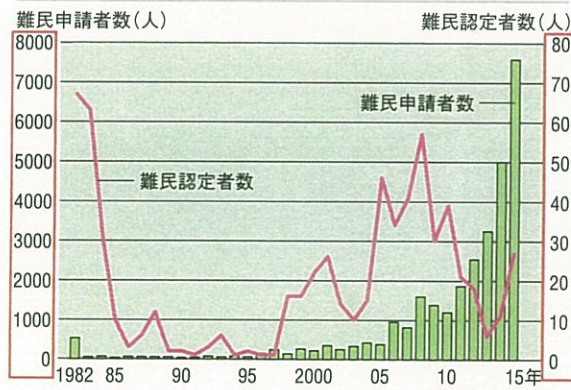
番号 111



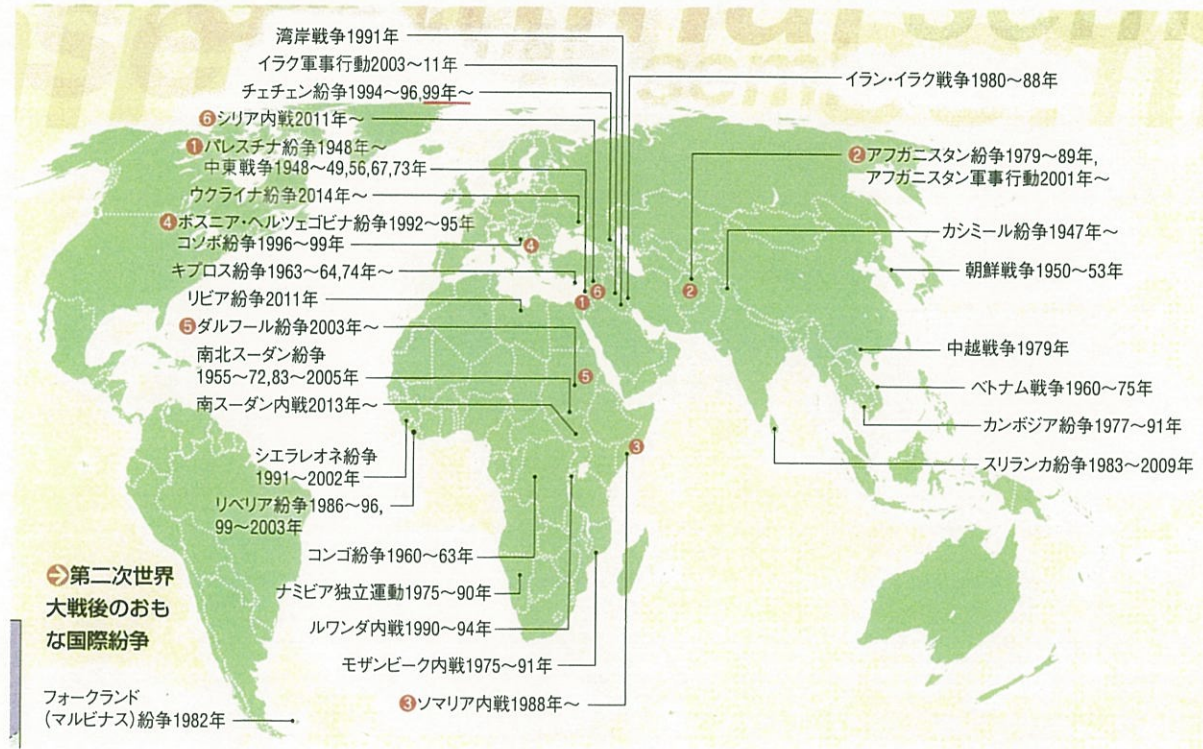
番号 113



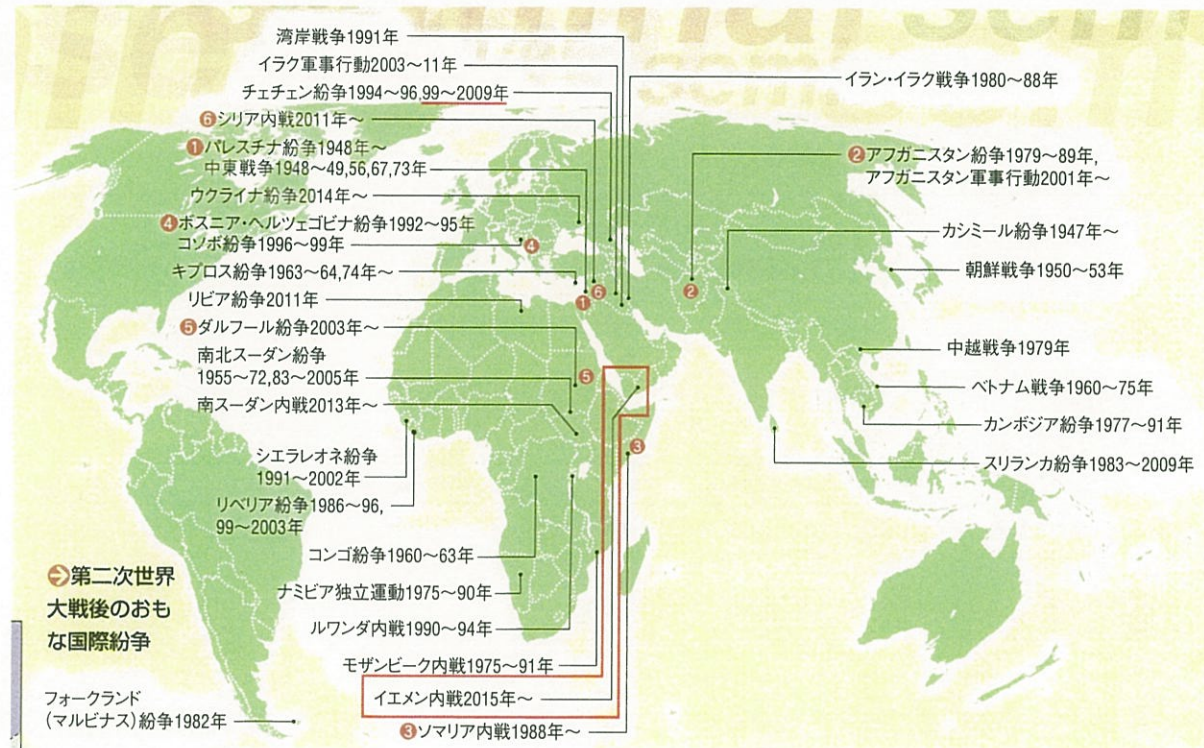
番号 114



番号 115



番号 115

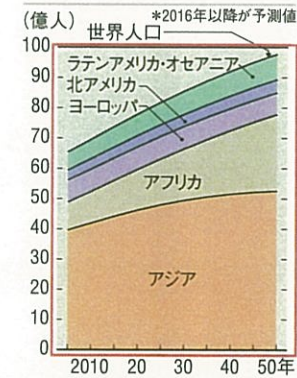
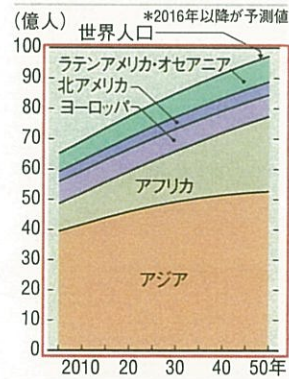


番号 116

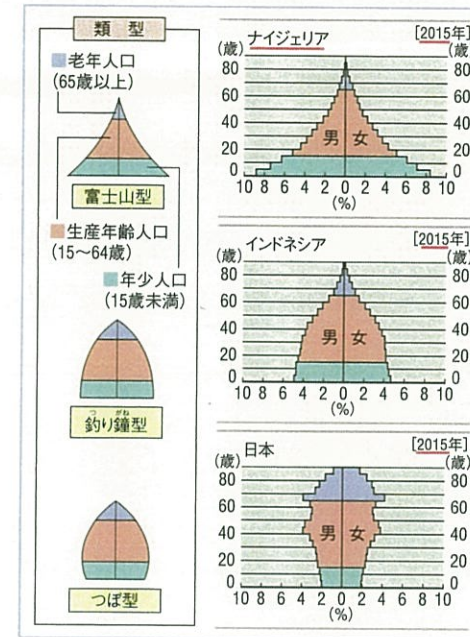
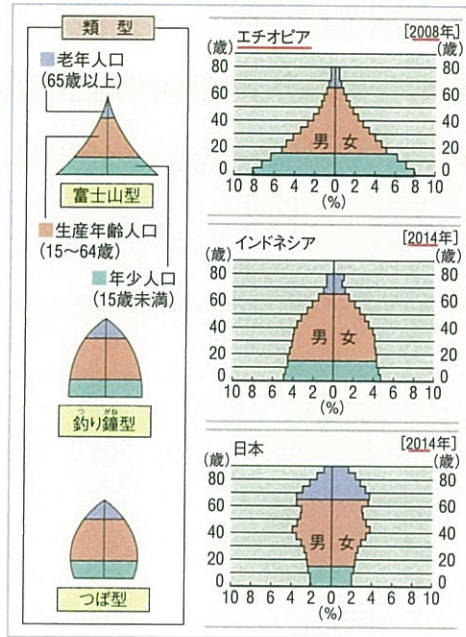
- 1915 フサイン・マクマホン協定(アラブ人独立支持)
- 16 サイクス・ピコ条約(秘密協定, パレスチナを英仏口管理下に)
- 17 バルフォア宣言(パレスチナにユダヤ人国家建設を約束)
- 47 国際連合, パレスチナ分割決議
- 48 イスラエル国樹立宣言, 中東戦争(48~49年第一次, 56年第二次, 67年第三次, 73年第四次)
- 88 パレスチナ独立国家樹立宣言 **④パレスチナ**
- 93 パレスチナ暫定自治協定調印(オスロ合意) **問題関連年表**
- 95 パレスチナ自治拡大協定
- 2002 イスラエル, パレスチナとの境界地域に分離壁建設開始
- 05 イスラエル, ガザ地区からの撤退開始
- 06 イスラエル, ガザに再進攻
- 11 パレスチナ, UNESCOに加盟
- 12 国連総会, パレスチナを国連オブザーバー国家に認定

- 1915 フサイン・マクマホン協定(アラブ人独立支持)
- 16 サイクス・ピコ条約(秘密協定, パレスチナを英仏口管理下に)
- 17 バルフォア宣言(パレスチナにユダヤ人国家建設を約束)
- 47 国際連合, パレスチナ分割決議
- 48 イスラエル国樹立宣言, 中東戦争(48~49, 56, 67, 73年)
- 88 パレスチナ独立国家樹立宣言 **④パレスチナ**
- 93 パレスチナ暫定自治協定調印(オスロ合意) **問題関連年表**
- 95 パレスチナ自治拡大協定
- 2002 イスラエル, パレスチナとの境界地域に分離壁建設開始
- 05 イスラエル, ガザ地区からの撤退開始
- 06 イスラエル, ガザに再進攻
- 11 パレスチナ, UNESCOに加盟
- 12 国連総会, パレスチナを国連オブザーバー国家に認定
- 18 アメリカ, 在イスラエル大使館をエルサレムに移転

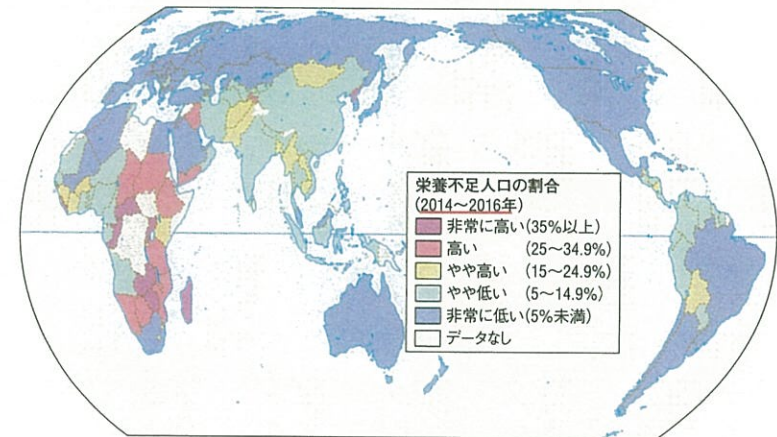
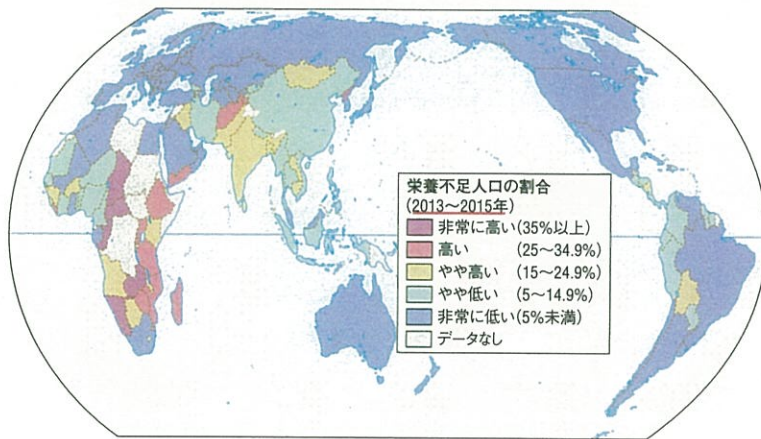
番号 118



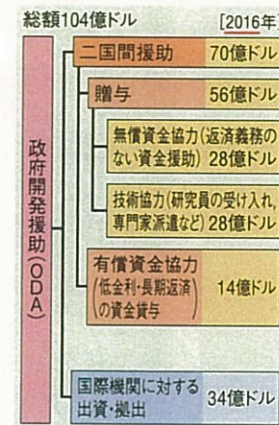
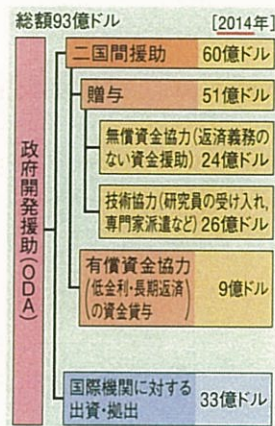
番号 119



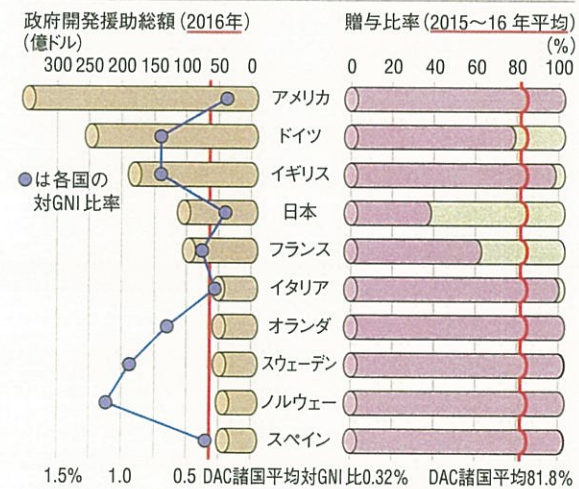
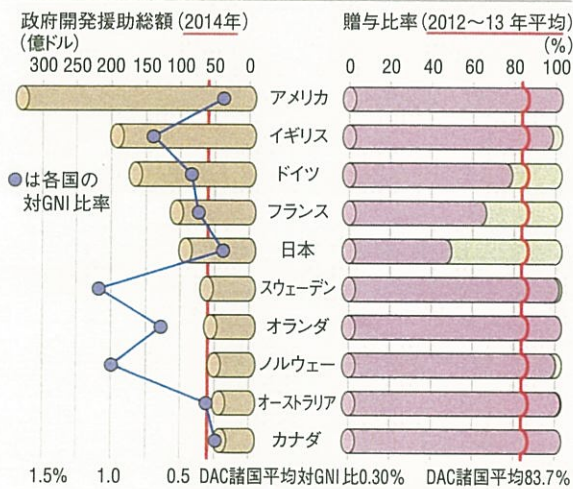
番号 120



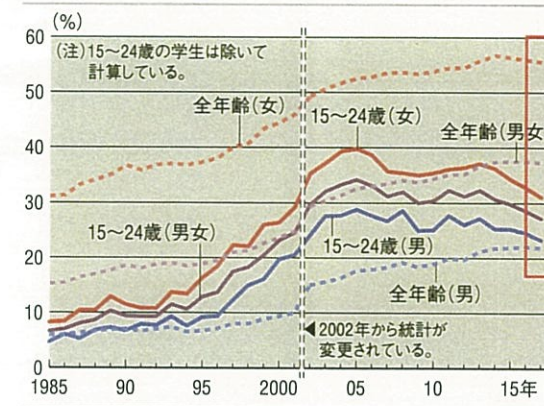
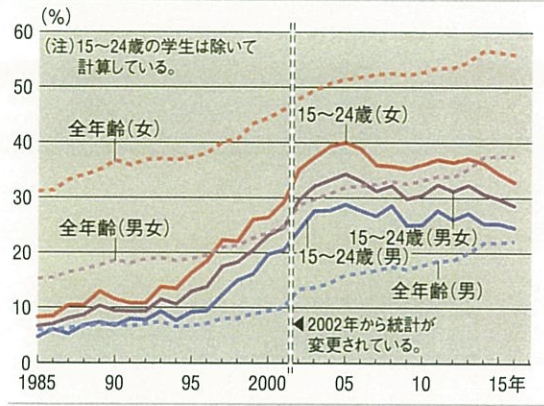
番号 121



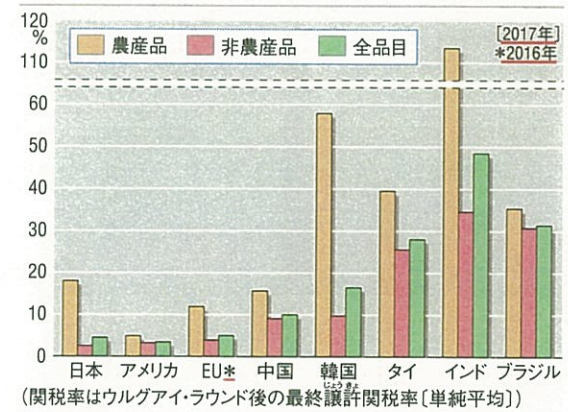
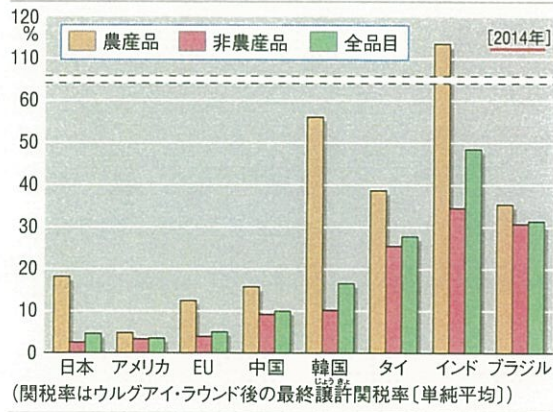
番号 122



番号 124



番号 125



番号 127

表. 世界のエネルギー消費量 **表の例**

	年	エネルギー消費量 (百万t)	GDP1ドル あたり消費量 (kg)	人口一人 あたり消費量 (kg)
世界計	1973	6,100	0.28	1,560
	2013	13,555	0.19	1,890
OECD加盟国 (日本を含む)	1973	3,740	0.21	4,060
	2013	5,300	0.12	4,200
OECD非加盟国	1973	2,176	0.48	727
	2013	7,901	0.32	1,340

(注) 各欄のエネルギー消費量は石油に換算した数値。OECD加盟国と非加盟国は2013年の区分に従っている。

[出典: 日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」(2016年版)]

表. 世界のエネルギー消費量 **表の例**

	年	エネルギー消費量 (百万t)	GDP1ドル あたり消費量 (kg)	人口一人 あたり消費量 (kg)
世界計	1973	6,101	0.27	1,560
	2014	13,699	0.19	1,890
OECD加盟国 (日本を含む)	1973	3,740	0.21	4,060
	2014	5,273	0.11	4,140
OECD非加盟国	1973	2,176	0.47	727
	2014	8,063	0.31	1,350

(注) 各欄のエネルギー消費量は石油に換算した数値。OECD加盟国と非加盟国は2014年の区分に従っている。

[出典: 日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」(2017年版)]

番号 128

グラフの例

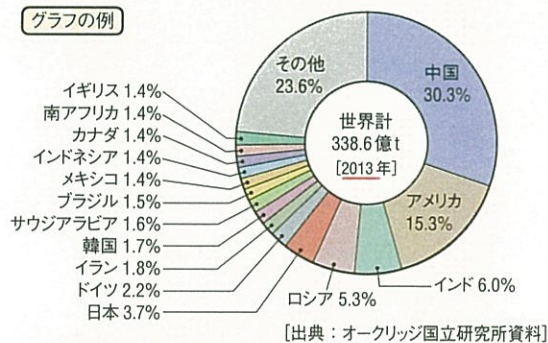


図. 各国のCO₂排出量の割合

グラフの例

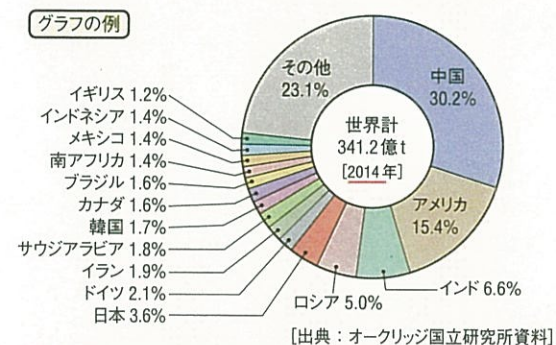


図. 各国のCO₂排出量の割合

番号 129

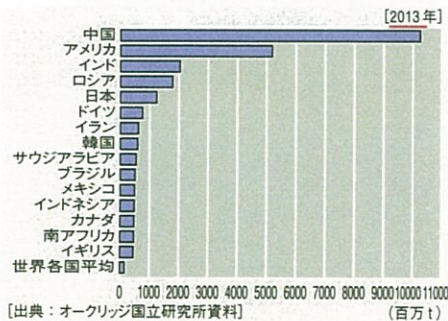


図1. CO₂排出量上位15か国

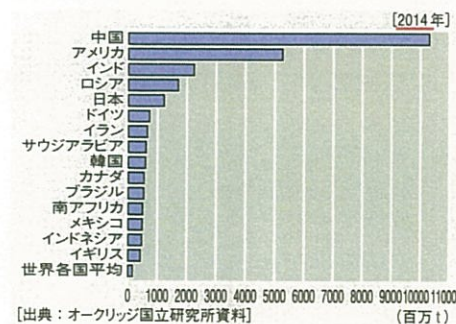


図1. CO₂排出量上位15か国

番号 130

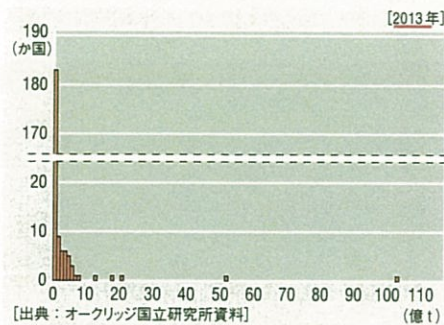


図2. 世界各国のCO₂排出量の分布

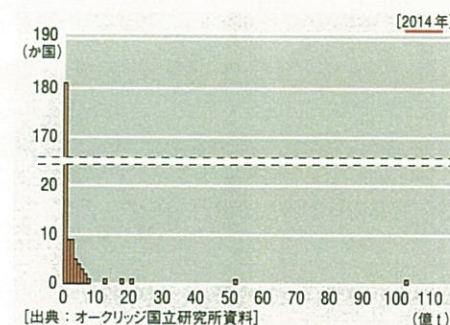


図2. 世界各国のCO₂排出量の分布

番号 131



図3. 国民一人あたりのCO₂排出量とGDP



図3. 国民一人あたりのCO₂排出量とGDP

番号 132

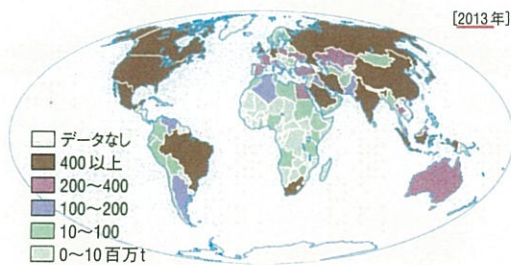


図4. 世界各国のCO₂排出量 [出典：オークリッジ国立研究所資料]

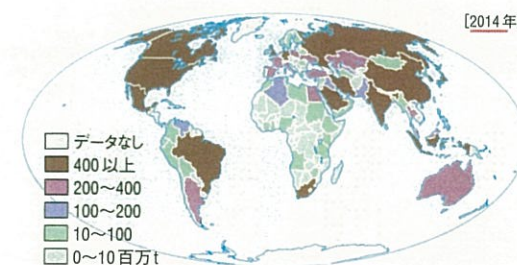


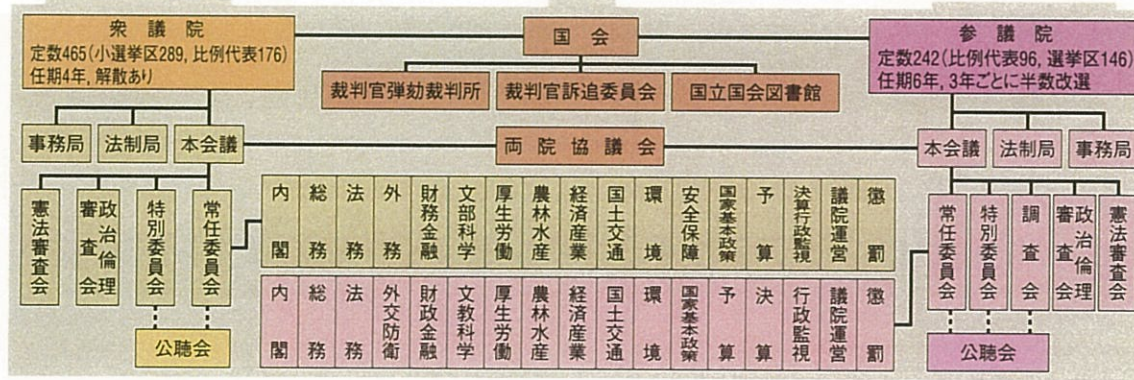
図4. 世界各国のCO₂排出量 [出典：オークリッジ国立研究所資料]

番号 133

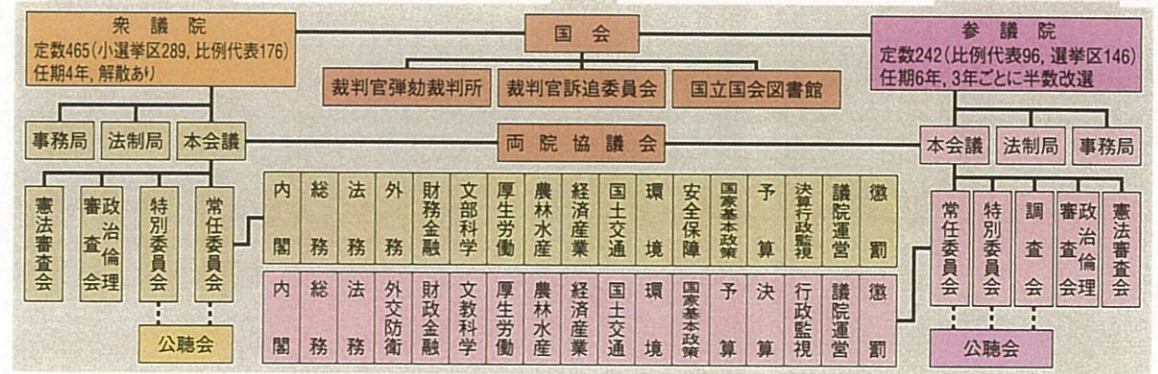
17 ⑥「テロ等準備罪」を新設する改正 組織犯罪処罰法成立	①米でトランプ大統領就任 ⑦核兵器禁止条約、国連総会で採択

17 ⑥「テロ等準備罪」を新設する改正 組織犯罪処罰法成立	①米でトランプ大統領就任 ⑦核兵器禁止条約、国連総会で採択
18 ③TPP (TPP11協定)調印 ⑥成年年齢、18歳に引き下げ	⑥米朝首脳初会談

番号 134



※参議院の定数は2022年7月に248(比例代表100,選挙区148)になる。



番号 135

番号 137

信用創造 123
 親鸞 53
 心理・社会的モロトリアム 35
 心理的離乳 34
 森林の減少 9

す

垂直的分業 167
 水平的分業 167
 スーダン 185, 187
 スタグフレーション 131
 ストック 114, 121
 砂川事件 76
 スペンサー 45
 スマートグリッド 14
 スマートシティ 14, 17
 スミソニアン協定 173
 スリーマイル島 16, 18
 スナナ派 43

せ

請願権 70
 正義 41, 48
 政教分離の原則 67
 政策金利 124
 政治資金規正法 95
 政治的無関心 97, 98
 精神の自由 67
 製造物責任法 141
 生存権 69
 生態系 7
 政党 94, 95
 政党交付金 95
 政党政治 62, 94
 青年期 34
 成年後見制度 102
 政府開発援助 11, 183, 191
 生物多様性 10
 生物の多様性に関する条約 10
 政府の銀行 124
 政務三役 84
 生命の質 21
 生命倫理 21, 56
 生理的欲求 36
 勢力均衡 156, 159
 政令 84
 セーフガード 175
 世界恐慌 111
 世界銀行 172, 183
 世界金融危機 136, 177, 181
 世界人権宣言 74, 160
 世界貿易機関 175
 世界保健機関 20, 160, 189
 権敗率 92
 石油危機 15, 131, 132, 182
 石油代替エネルギー 15
 石油輸出機構 131
 セクシュアル・ハラスメント 145
 設備投資 112
 ゼロ・エミッション 152
 ゼロ金利政策 124, 134
 世論 96
 世論操作 96
 世論調査 96
 セン 48

全欧安全保障協力会議 159

137

尖閣諸島 190
 選挙 92, 98
 選挙権 70, 92
 選挙制度 92, 98
 全国人民代表大会 63
 全国水平社 66
 戦時国際法 155
 先住民 184
 専守防衛 77
 先進7か国財務相・中央銀行総裁会議 174
 戦争の放棄 65, 76
 戦時兵器削減交渉 164
 戦時兵器制限交渉 164
 戦力の不保持 65

そ

臓器移植 21, 25
 臓器移植法 21
 争議権 70, 142
 荘子 41
 総辞職 83
 ソーシャルメディア 28
 創造的破壊 110
 相続 102
 濫及処罰の禁止 68, 100
 族議員 95
 ソクラテス 40
 租税 127
 租税法主義 127
 ソマリア 185, 186
 空知太神社訴訟 67, 87
 損益計算書 114
 尊厳死 21

た

ダーウィン 45
 ダイオキシン 152
 第三世界 162
 貸借対照表 114
 大衆社会 96
 大衆民主主義 96
 大正デモクラシー 64
 対人地雷全面禁止条約 165
 大臣政務官 82, 84
 大選挙区制 92
 大統領制 62
 第二次性徴 34
 大日本帝国憲法 64
 第二の誕生 34
 第二反抗期 34
 代用監獄 68, 107
 太陽光発電 16, 19
 第四の権力 96
 代理戦争 162
 大量破壊兵器 165
 多極化 162
 竹島 190
 多国籍企業 114, 154, 167
 多産少死 188
 多産多死 188
 多数決 59
 多党制 94
 他人指向型 97
 他人資本 112, 114
 多民族国家 184
 弾劾裁判所 81, 86
 団結権 70, 142
 男女共同参画社会基本法 145

信用創造 123
 親鸞 53
 心理・社会的モロトリアム 35
 心理的離乳 34
 森林の減少 9

す

垂直的分業 167
 水平的分業 167
 スーダン 185, 187
 スタグフレーション 131
 ストック 114, 121
 砂川事件 76
 スペンサー 45
 スマートグリッド 14
 スマートシティ 14, 17
 スミソニアン協定 173
 スリーマイル島 16, 18
 スナナ派 43

せ

請願権 70
 正義 41, 48
 政教分離の原則 67
 政策金利 124
 政治資金規正法 95
 政治的無関心 97, 98
 精神の自由 67
 製造物責任法 141
 生存権 69
 生態系 7
 政党 94, 95
 政党交付金 95
 政党政治 62, 94
 青年期 34
 成年後見制度 102
 政府開発援助 11, 183, 191
 生物多様性 10
 生物の多様性に関する条約 10
 政府の銀行 124
 政務三役 84
 生命の質 21
 生命倫理 21, 56
 生理的欲求 36
 勢力均衡 156, 159
 政令 84
 セーフガード 175
 世界恐慌 111
 世界銀行 172, 183
 世界金融危機 136, 177, 181
 世界人権宣言 74, 160
 世界貿易機関 175
 世界保健機関 20, 160, 189
 権敗率 92
 石油危機 15, 131, 132, 182
 石油代替エネルギー 15
 石油輸出機構 131
 セクシュアル・ハラスメント 145
 設備投資 112
 ゼロ・エミッション 152
 ゼロ金利政策 124, 134
 世論 96
 世論操作 96
 世論調査 96
 セン 48

全欧安全保障協力会議 159

137

選挙 92, 98
 選挙権 70, 92
 選挙制度 92, 98
 全国人民代表大会 63
 全国水平社 66
 戦時国際法 155
 先住民 184
 専守防衛 77
 先進7か国財務相・中央銀行総裁会議 174
 戦争の放棄 65, 76
 戦時兵器削減交渉 164
 戦時兵器制限交渉 164
 戦力の不保持 65

そ

臓器移植 21, 25
 臓器移植法 21
 争議権 70, 142
 荘子 41
 総辞職 83
 ソーシャルメディア 28
 創造的破壊 110
 相続 102
 濫及処罰の禁止 68, 100
 族議員 95
 ソクラテス 40
 租税 127
 租税法主義 127
 ソマリア 185, 186
 空知太神社訴訟 67, 87
 損益計算書 114
 尊厳死 21

た

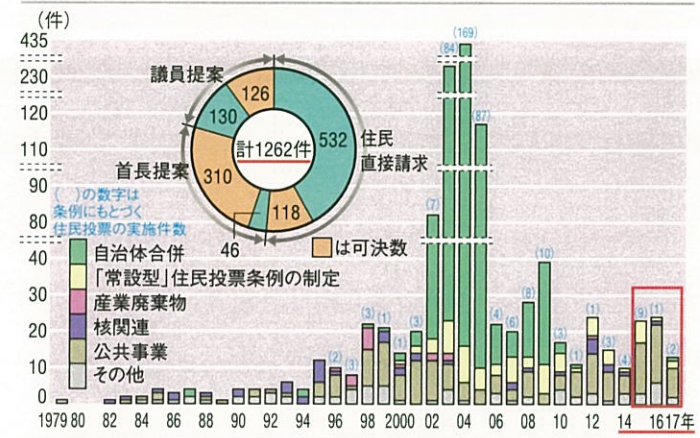
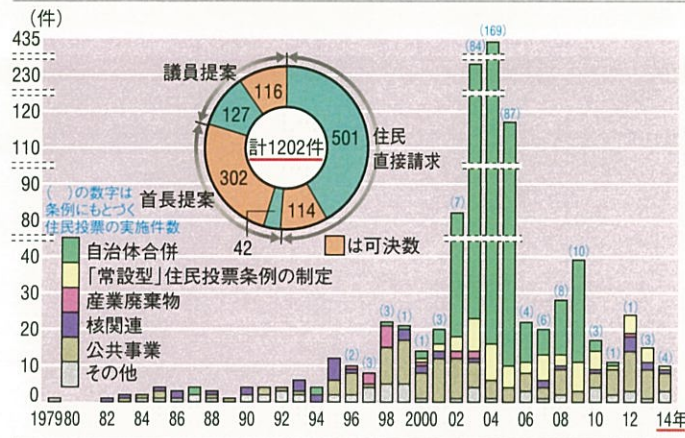
ダーウィン 45
 ダイオキシン 152
 第三世界 162
 貸借対照表 114
 大衆社会 96
 大衆民主主義 96
 大正デモクラシー 64
 対人地雷全面禁止条約 165
 大臣政務官 82, 84
 大選挙区制 92
 大統領制 62
 第二次性徴 34
 大日本帝国憲法 64
 第二の誕生 34
 第二反抗期 34
 代用監獄 68, 107
 太陽光発電 16, 19
 第四の権力 96
 代理戦争 162
 大量破壊兵器 165
 多極化 162
 竹島 190
 多国籍企業 114, 154, 167
 多産少死 188
 多産多死 188
 多数決 59

脱炭素社会 16

135

多党制 94
 他人指向型 97
 他人資本 112, 114
 多民族国家 184
 弾劾裁判所 81, 86
 団結権 70, 142
 男女共同参画社会基本法 145

番号 142



訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
144	下表 2～3	1日8時間をこえる労働が可能で、①1週間単位 ②1か月単位 ③3か月から1年単位の3種類あ る。③については1日10時間までの労働が認め られるようになった。	1日8時間をこえる労働が可能で、①1週間単位 ② 1か月単位 ③1か月をこえ1年以内の期間単位の3 種類ある。③については1日10時間までの労働が 認められるようになった。
145	10～14	外国人労働者の問題もある。現在、日本には多 くの外国人労働者が滞在しており、そのなかには 法律で就労を認められていない単純労働者 [®] が かなりいる。 <u>単純労働者を認めるのか否か、認める としたら、医療、教育、社会保障などの生活基盤 をどう整備していくのか。われわれは長期的視点 に立って、この問題を解決していかなければなら ない。</u>	外国人労働者の問題もある。現在、日本には多く の外国人労働者が滞在しており、そのなかには法律 で就労を認められていない単純労働者 [®] がかなりい る。 <u>現在、単純労働者を一部認める動きがあるが、 医療、教育、社会保障などの生活基盤をどう整備し ていくのかなど</u> の問題があり、 <u>長期的視点に立って 解決していくことが求められている。</u>